

## オ) 富士山周辺地域の道路の無電柱化

### ○ 実施主体

国土交通省、山梨県・静岡県、市町村

### ○ 概要

山梨県・静岡県及び関係市町村は、富士山の良好な展望景観を保全するため、電線類地中化を推進している。

山梨県は、富士山の展望を阻害している電柱や電線をなくし、富士北麓地域で世界遺産にふさわしい景観づくりを目的として、2013(平成 25)年度から 2018(平成 30)年度の6年間で12.4kmの整備目標を掲げ、2018(平成 30)年度までに目標を上回る16.5kmの整備を行った。

静岡県は、富士山周辺地域における良好な景観形成のための無電柱化の推進に向け、関係者間での検討・調整を図る場として設置した「富士山周辺地域の無電柱化推進検討部会」を活用し、県道三保駒越線、白糸ノ滝周辺地区等、富士山周辺市町における無電柱化の取り組みを推進している。

### ○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
富士北麓地域の無電柱化 ・国道139号 ・富士河口湖富士線 ・梨ヶ原中通線	→					
山梨県無電柱化推進計画に基づく無電柱化の推進	● H31.1	● 計画策定	→ 富士山周辺市町の無電柱化推進			
富士山周辺地域の無電柱化推進検討部会	→ 調査・検討・協議					
白糸ノ滝周辺地区の無電柱化	● H30.12	→ 県道富士富士宮線 400m の無電柱化完了				
県道三保駒越線の無電柱化	→ 道路4車線化に併せた無電柱化					
静岡県無電柱化推進計画に基づく無電柱化の推進	● 調整	● H31.4	→ 計画策定		→ 富士山周辺市町の無電柱化推進	

## カ) 遺産影響評価マニュアルの施行

### ○ 実施主体

富士山世界文化遺産協議会

### ○ 概要

富士山世界文化遺産協議会は、2021（令和3）年4月から、構成資産内又は緩衝地帯を含む周辺環境において計画されている開発行為・イベント等並びに土地利用に関する法令等・規制の変更が、世界遺産のOUVに与える影響を事前に予測・評価する制度を施行している。OUVへの影響評価を行うにあたっては、客観性を確保するため、富士山世界文化遺産学術委員会及び富士山世界文化遺産協議会作業部会に意見照会等を行う。

なお、規模及び影響が甚大になる恐れのある事業については、それより前の計画段階から行政等による遺産影響評価が必要となるが、この場合の手順等については、事業の内容、性質等に応じて、富士山世界文化遺産協議会会長が、富士山世界文化遺産学術委員会の助言を勘案した上で定めることとする。

### ○ 工程

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5) 以降
制度の制 定・運用				→		

## イ. 自然環境の変化への対応

### 1) 事業実施の方向性

資産に影響を与える環境変化として想定される大気汚染・温暖化・生態系の変化について、関係機関は、各要因に基づく経過観察を行うとともに、想定される資産への影響の予防・軽減・防止の方策を実施する。

### 2) 各実施事業の概要

#### ア) 大気汚染への対応

##### ○ 実施主体

山梨県・静岡県

##### ○ 概要

山梨県及び静岡県は、富士山周辺地域における大気汚染物質の常時監視等を実施するとともに、ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設等の立入検査により排出基準等の遵守を指導している。今後も、大気汚染物質の常時監視を継続するとともに、事業場等の立入検査による法令遵守の指導を引き続き行い、富士山周辺地域の大気環境の保全に取り組んでいく。

##### ○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
大気汚染常時監視	＜常時監視と結果の評価を毎年実施＞					
光化学オキシダント緊急 時対策	＜高濃度観測時に緊急時対策を実施＞					
ばい煙施設等の立入 検査等	＜年間計画に基づき立入検査を実施＞					

イ) 温暖化への対応

○ 実施主体

林野庁、山梨県、市町村、森林組合・森林所有者等

○ 概要

林野庁、山梨県、市町村等は、温室効果ガスである二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵する地球温暖化防止機能を含む森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、間伐等の森林整備を実施している。

山梨県では、手入れが行き届かず荒廃が進んでいる民有林を整備するための財源として、2012(平成 24)年度から森林環境税を導入し、荒廃森林の再生等の取り組みを行っている。

また、2019(平成 31)年 4 月に施行された森林経営管理法に基づく新たな森林経営管理制度では、国の森林環境譲与税等を活用して、市町村が森林所有者に代わって森林の管理等を行っていく。

山梨県では、これらの制度を活用した森林整備を着実に進めていくこととしている。

○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
間伐等の森林整備事業 の実施						

<間伐等の実施状況>



<実施前>



<実施後>

## ウ) 生物多様性への対応

### ① 草原環境の変化への対応

#### ○ 実施主体

国、山梨県・静岡県、市町村、民間団体・ボランティア

#### ○ 概要

国、山梨県・静岡県及び市町村は、民間団体・ボランティアとも協働しながら、富士山麓の景観を特徴づけている草原環境の維持を目的のため、ボランティア活動による適切な管理を推進している。また、自然環境保全パトロールやオフロード車等乗り入れ防止の監視パトロールを実施している。

#### ○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
ボランティアと協働による草原性植生の保全管理						
自然環境保全パトロール						
オフロード車等乗入れ防止パトロール						

## ②野生生物による食害への対応

### ○ 実施主体

林野庁、山梨県・静岡県、市町村、一部事務組合

### ○ 概要

生息数が過多となっているニホンジカへの対策として、静岡森林管理署(林野庁)、山梨県・静岡県及び市町村等は、ニホンジカの被害防止目的の捕獲や管理捕獲による個体数調整を進めているほか、立木等の周囲に柵を設置するなどの被害防止対策を実施している。

また、富士山周辺のニホンジカ生息密度調査等を実施し、個体数の把握に努めるとともに、ニホンジカが自然植生へ与える影響を評価するための調査の実施について検討を進めている。

### ○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)以降
生息密度調査	→			〽 画定次 Rの鳥期 8 策獣第 定管二 R 理種 4 計特	→	
植生影響調査	調査手法の検討・調査箇所を選定 →				調査の実施 →	
管理捕獲・有害捕獲	計画に基づいた捕獲の実施 →				計画に基づいた捕獲の実施 →	

③外来生物の侵入への対応

○ 実施主体

国、山梨県・静岡県、市町村、民間団体・ボランティア

○ 概要

国、山梨県・静岡県、市町村は、ボランティアとも協働しながら、外来生物を含む植生調査及び外来生物除去活動を実施し、富士山麓の生物多様性保全を推進している。

○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
外来生物の生態、生育地特性等に関する研究			→			
五合目以上植生モニタリング調査				→		→
外来生物の調査	→					
データベースの構築・更新				→		
防除の実施	→			●R2～指導講習会実施		

## ウ. 自然災害への対応

### 1) 事業実施の方向性

来訪者及び住民の生命及び財産を保護するとともに資産を保全するため、関係機関は、防災計画等の策定、訓練の実施、災害防止のための施設等の設置、災害に関する調査研究等を進める。

### 2) 各実施事業の概要

#### ア) 災害対策(全般)

##### ① 安全確保対応マニュアルの運用及び避難確保計画の策定

###### ○ 実施主体

市町村

###### ○ 概要

市町村は、災害時等における構成資産および構成要素への来訪者の安全確保を図るため、構成資産来訪者の安全確保対応マニュアルを作成し、運用している。マニュアルにおいては、火災・噴火等の災害別に、災害発生時等に来訪者が取るべき行動について、災害発生前の対応事項及び災害発生時の情報伝達・避難誘導等の対応事項を定めている。また、住民・来訪者の安全が確認でき次第、構成資産の確認を行い、被害状況を報告する体制を整備している。

なお、市町村により活動火山対策特別措置法に基づく避難促進施設に指定された施設は、火山現象の発生時における来訪者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため避難確保計画を策定することとしている。

###### ○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
安全確保対応マニュアルの運用	→					
避難確保計画の策定	→					
		施設指定、計画策定支援、計画策定・運用				



## ②災害時等における応急活動

### ○ 実施主体

富士スバルライン自主防災協議会(スバルライン五合目関係諸団体によって構成)

### ○ 概要

富士スバルライン自主防災協議会は、富士山の噴火警報が発せられた場合や噴火が発生した場合、また、大地震や雪崩、集中豪雨などが発生し、富士スバルラインが通行できなくなった場合に、富士スバルライン五合目周辺、吉田口登山道及び下山道などの来訪者を可能な限り安全に避難誘導することを目的とし活動している。2014年(平成26年)9月の御嶽山の突発的な噴火を踏まえ、来訪者への緊急情報の伝達、避難誘導、傷病者の搬送・応急処置だけでなく、噴火情報の伝達、溶岩流からの避難ルート伝達についても迅速に行えるよう、災害時における役割分担の見直しや通信手段など応急活動に必要な資機材の整備等に取り組んでいる。

### ○ 工程

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
防災訓練及び防災情報の伝達訓練の実施	→					
必要な資機材の検討・整備	→					

### <防災訓練の様子>



### ③外国人来訪者に対する安全確保

#### ○ 実施主体

山梨県、富士河口湖町、民間企業

#### ○ 概要

山梨県は、2015（平成27）年に、事業者による災害時における外国人来訪者への対応方法をまとめた「外国人旅行者への災害時対応マニュアル」を作成し、2019（令和元）年に内容の充実を図るとともに、4言語から7言語への多言語対応を進めた。また、外国人来訪者が災害情報を速やかに得られるよう災害情報を多言語に翻訳して支援する山梨県災害多言語支援センターの整備、支援情報を分かりやすく提供する災害時外国人支援情報コーディネーターの育成、外国人被災者が求める情報を速やかに伝える体制の構築を進めている。さらに、避難時に効果的な情報を発信するため、民間企業の協力を得て、吉田口五合目総合管理センター及び山梨県世界遺産センターにデジタルサイネージを設置する。

富士河口湖町は、外国人の一時避難場所や収容施設、災害時に役立つアプリや情報サイトなどの情報を盛り込んだ観光防災の手引を作成しており、さらに外国人を含む来訪者を対象とした避難マニュアルの策定を検討している。

#### ○ 工程

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
外国人旅行者への災害時対応マニュアルの改訂・運用		改訂	運用			
山梨県災害多言語支援センターの整備・運用		整備	運用			
災害時外国人支援情報コーディネーターの育成・活用		育成				
			活用			
情報伝達体制の構築・運用		構築	運用			
デジタルサイネージ設置・運用		設置	運用			
避難マニュアルの策定・運用(富士河口湖町)		策定	運用			

## イ) 噴火対策

### ① 富士山火山防災対策に係る体制整備・計画策定

#### ○ 実施主体

山梨県・静岡県・神奈川県、市町村、国、防災関係機関等

#### ○ 概要

山梨県・静岡県・神奈川県は2009(平成21)年10月に「富士山火山防災対策に関する協定」を締結し、2012(平成24)年6月には関係市町村、火山専門家、国、防災関係機関を加え、「富士山火山防災対策協議会」を設立し、富士山火山防災対策を実施している。

富士山火山防災対策協議会は、2014(平成26)年2月に、避難が必要な範囲、避難対象者数及び避難先、段階別の避難等、避難の基本的な考え方を示した「富士山火山広域避難計画」を公表し、2015(平成27)年3月には、情報伝達方法、広域避難の確保、交通規制など住民等が広域避難を円滑に実施するための対策について整理し、計画の充実を行った。

また、2014(平成26)年10月には、三県合同の富士山火山防災訓練を実施し、富士山噴火時の対処手順や連携を確認したほか、2015(平成27)年7月には山小屋組合等と連携した登山者への安全対策訓練を実施し、2016(平成28)年には、突発的な噴火に際して登山者や観光客の避難行動や支援の目安とするため、避難ルートマップを作成した。

2018(平成30)年以降、富士山火山防災対策協議会の作業部会の中に検討委員会を設置し、想定火口範囲や溶岩流の噴出量の見直しなど、これまでに明らかになった科学的知見を踏まえ、2020(令和2)年度中のハザードマップの改定に向けた作業を進めている。

山梨県では、新たな噴火ハザードから県民や観光客等の生命・財産を守るため、関係市町村や他の都道府県、国とのネットワークを構築・強化しながら、溶岩流からの避難時間の確保や避難時間の短縮に向け、事前対策や、噴火の直前と噴火後における緊急対策に関し、ソフト・ハードの両面による総合対策を2020(令和2)年に策定し、計画的に火山防災対策を推進することとしている。

○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
災害対策山静神連絡会議	→					
富士山火山防災対策協議会(ハザードマップ・広域避難計画改定等)	→					
交通対策・降灰対策等	→ ●			→		
	＜国の大規模降灰 WG＞			＜国の大規模降灰 WG を受けた対策検討＞		
訓練	→				→	
	＜各県・市町村による訓練の継続＞				＜広域避難計画の改定を踏まえた(三県合同)訓練＞	
登山者安全対策	→					
	＜安全対策の検討・実施＞					
富士山噴火総合対策 (火山専門職の採用、火山防災強化推進都道県連盟の活動、防災対策拠点の在り方検討等)	→					
	＜各種対策の実施＞					

＜富士山火山防災対策協議会の様子＞



＜噴火を想定した避難訓練の様子＞



## ②富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画の実施

### ○ 実施主体

国土交通省、山梨県・静岡県

### ○ 概要

国、山梨県及び静岡県は、富士山火山噴火に対し、広域避難計画を支援し、山麓住民等の生命を守るとともにインフラ・ライフライン等に対して噴火に伴う土砂移動現象による被害をできる限り軽減するため、2018（平成 30）年 3 月に「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」を改定した。

噴火への対応は、平常時から計画的に砂防施設や監視カメラなどを整備する「基本対策」と、噴火時に迅速な対策を実施するための資機材備蓄や噴火状況把握などの被害軽減（減災）に取り組む「緊急対策」の 2 つを組み合わせ、2018（平成 30）年度から富士山全周において実施している。

### ○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
富士山噴火対応火山砂防計画基本対策(ハード・ソフト)の整備	→					
富士山噴火対応火山砂防計画緊急対策(ハード・ソフト)の整備	→					

<基本対策(監視カメラ)>



<緊急対策(備蓄ブロックの活用イメージ)>



### ③火山噴火に係る登山者の安全対策

#### ○ 実施主体

山梨県・静岡県、市町村

#### ○ 概要

活動火山対策特別措置法に基づき、2012(平成24)年に、山梨県・静岡県、富士吉田市、都留市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町及び小山町が共同で、富士山火山防災対策協議会を設置した。

また、富士山火山防災対策協議会山梨県コアグループ担当者会議において、活動火山対策特別措置法に義務づけられている、避難確保計画の作成について、県内関係団体が連携して協議を行っている。

#### ○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
富士山噴火時における避難行動要支援者の避難計画策定に向けた事前検討会	→			→ 避難確保計画策定		
富士山火山防災対策協議会山梨県コアグループ会議における火山防災研修会	→					

#### ④火山噴火に関する調査研究・研究成果に基づく情報発信

##### ○ 実施主体

山梨県

##### ○ 概要

火山防災対策検討に最も重要な「噴火シナリオ」の精緻化を目的として、富士山の噴火履歴解明のため、トレンチ調査や噴出物の年代測定法の研究を実施する。

また、噴火発生時、または兆候が見られた際に的確な対応が行えるよう、普段から多項目での火山観測を行うとともに、富士山に最適化した火山観測手法確立のための研究を実施する。

さらに、より正確な災害予測を実現するため、富士山に適した火山現象の計算モデルを開発し、溶岩、火砕流、噴石などの災害誘因の到達範囲の予測手法を確立する。

これらの研究の実施に当たっては、他の研究所や大学などとの連携を推進する。

また、調査研究の成果を基として、火山情報発信の仕組づくりを行うとともに、災害知識の普及・啓発のため火山防災教育の効果的な仕組みを構築し、実施する。

##### ○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
噴火履歴の解明	→					
火山活動観測観測手法の確立	→					
火山災害予測手法の確立	→					
防災教育の実施	→					

ウ)土砂災害・落石対策

①砂防施設の整備

○ 実施主体

国土交通省、山梨県・静岡県

○ 概要

富士山の西斜面において崩落が継続している大沢崩れなど溪流源頭部においては、国土交通省が中心となり、浸食防止及び山腹崩壊防止を目的とした溪床対策工を実施している。

また、山梨県・静岡県内の危険箇所においては、土石流など山地に起因する災害の防止を目的とした適所に砂防堰堤・沈砂地を整備するなど、土砂崩壊及び下流域への土砂流出に対する防止対策を実施している。

○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
土砂崩壊に伴う土石流 災害を防止する施設の 整備推進	—————▶					

②土砂流出防備保安林等の管理・保全

○ 実施主体

林野庁、山梨県・静岡県

○ 概要

近年の集中豪雨等に起因する災害から、県民の生命・財産を保全する土砂流出防備保安林等において森林整備を実施している。

○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
土砂流出防備保安林等 の管理・保全	—————▶					



## エ)地震対策

### ①静岡県地域防災計画の点検・修正

#### ○ 実施主体

静岡県

#### ○ 概要

静岡県は、2011(平成 23)年度に「ふじのくに危機管理計画」の策定に伴って、地域防災計画の見直しを行い、富士山火山対策については「火山対策の巻(Ⅱ)」として再編集した。平成 26 年度に富士山火山防災対策協議会が策定した富士山火山広域避難計画を踏まえて、噴火の態様・レベル別の避難方法に係る修正を実施している。

適宜、地域防災計画の点検及び修正等の見直しを行うことで、火山現象に伴う被害などの想定、災害予防計画(平常時対策)、災害応急対策計画を整備し、迅速な災害対応により火山現象に伴う被害の軽減を図る。

#### ○ 工程

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
県地域防災計画の点検・修正						→

オ)風水害対策

①河川整備の実施

○ 実施主体

山梨県・静岡県

○ 概要

山梨県・静岡県は、流下能力の向上を目的とした河川改修を実施し浸水被害の軽減に努めている。また、本格的な河川改修事業が実施されるまでの間は、当面の緊急対策として、部分的に河床に堆積した土砂の浚渫や堤防の高さが不足している箇所の高上げ等を実施することにより浸水被害の軽減に努める。

○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
桂川の河川整備						
実施設計・用地調査等 ・忍野1工区	→					
用地補償・工事 ・富士吉田工区 ・忍野1工区				→		
新名庄川の河川事業						
浸水被害軽減対策の 検討	→					
部分的な河川浚渫や 堤防の高上げ	→					

<浚渫の実施状況>



<実施前>



<実施後>

②東富士演習場周辺の河幅拡大・砂防施設整備・土地改良事業の実施

○ 実施主体

静岡県

○ 概要

静岡県は、東富士演習場の荒廃に伴う流出量の増加による浸水被害への対策として一級河川用沢川の河川改修を行うとともに、土砂災害を防止する床固工や護岸工などの砂防施設の整備を進めている。また、演習場使用に起因して発生する洪水・土砂流防・保水力低下等の障害を防止するため、治山治水ダムや土地改良施設の整備等を行っている。

○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
東富士演習場周辺の河幅拡大の実施	→					
東富士演習場周辺の砂防施設の整備	→					
東富士演習場周辺の土地改良事業等	→					

カ)山火事対策

①森林被害の予防啓発及び山火事予防運動の推進

○ 実施主体

林野庁、山梨県・静岡県

○ 概要

山火事発生件数の多い2～3月を山火事予防運動期間と定めて、市町、消防組合、森林組合等の関係機関に対する山火事予防運動への協力要請や周知啓発のための広報等を実施している。

○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
山火事予防パトロール	→					
広報	→					
普及啓発物品の作成・配布	→					

## ②森林保全巡視の実施

### ○ 実施主体

林野庁、山梨県、市町村、森林組合・森林所有者等

### ○ 概要

林野火災等の森林被害が発生する恐れのある地域の森林を中心に巡視活動を行い森林被害の未然防止に努めている。

また、森林保全巡視員を選任し、林野火災の予防のための火気の取扱いの指導、火災、風水害、野生鳥獣被害その他の災害の早期発見と報告等の巡視活動を実施してきたが、巡視活動の担い手を確保・育成しつつ、事業効果を高い水準で確保していくため、2015(平成 27)年度以降、従来の森林保全巡視員に替えて森林保全推進員及び森林保全巡視指導員を配置し、巡視活動に加えて、森林被害の実態把握や森林汚染等の監視を実施し、より正確な被害情報等の把握に努めるとともに、被害対策や普及啓発等の強化を図る。

### ○ 工程

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
森林保全巡視活動の実施	—————→					

## ③野焼きの延焼防止

### ○ 実施主体

山梨県・静岡県、市町村等

### ○ 概要

野焼きを実施する場所が所在する市町村では、それぞれが火入れに関する条例を制定し、作業中止の判断基準や火入れ作業に従事する者の配置・役割などの実施体制、防火帯の設置等を定め、延焼防止の対策を講じている。今後も、作業指導要綱や安全対策マニュアルに基づき、周囲への延焼を防止していく。

### ○ 工程

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
野焼き延焼防止対策	—————→					

## エ. 来訪者及び観光による影響への対応

### 1) 事業実施の方向性

富士山における来訪者管理の基本的な考え方・方向性を関係者間において共通理解とし、特に、夏季を中心に来訪する登山客の安全対策、混雑緩和のための対策及びごみ・し尿の対策を適切に実施するほか、来訪者への適切なマナー及びルールへの周知若しくは保護意識の高揚により、資産への影響及び負荷を極力軽減することとする。

### 2) 各実施事業の概要

#### ア) 富士山における来訪者管理

##### ①「望ましい富士登山の在り方」の実現に向けて

##### ○ 実施主体

文化庁・環境省、山梨県・静岡県

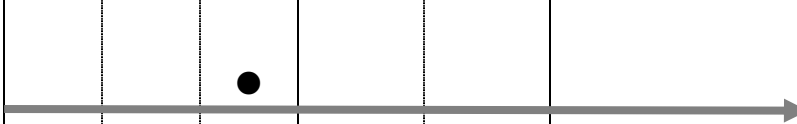
##### ○ 概要

2014(平成 26)年に富士山世界文化遺産協議会が策定した来訪者管理戦略では、来訪者管理の目標として「望ましい富士登山の在り方」を定め、その実現のために、山梨県及び静岡県が中心となり、文化庁及び環境省と情報共有を図りながら、2015(平成 27)年から2017(平成 29)年までの3ヶ年かけて、上方の登山道の収容力を中心とした調査研究を実施した。上記の調査研究結果を踏まえ、2018(平成 30)年に世界文化遺産協議会は、「望ましい富士登山の在り方」の3つの視点ごとに、合計 11 項目の指標及びその目標水準を設定した。

今後は、①登山の文化的伝統の継承、②展望景観の維持、③登山の安全性と快適性の確保の観点から定めた施策及び指標の評価・見直しを行い、来訪者管理の前進・改善を図る。

##### ○ 工程

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
指標による来訪者管理 の実施			●			



## ②著しい混雑の解消(平準化)

### ○ 実施主体

文化庁・環境省、山梨県・静岡県、市町村

### ○ 概要

来訪者管理戦略の目標として定めた「望ましい富士登山の在り方」の実現を目指し、特定の日・時間帯・箇所が発生する著しい混雑を緩和するために、登山者数の平準化に向けた取組を進めていく。

### ○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
混雑解消(平準化)対策を実施 ・混雑予想カレンダーの周知強化 ・動画による効果的な情報を発信 ・山小屋休憩の推奨等	H29～混雑カレンダー			R2～動画情報の発信		→

## <混雑予想カレンダー>



### ③富士山における適正な利用の推進

#### ○ 実施主体

富士山における適正利用推進協議会

#### ○ 概要

富士山における適正利用推進協議会では、標識類の統合整理、安全な登山のための普及啓発など、社会情勢の変化の中で顕在化する適正利用に係る課題に取り組んできた。2019（平成31）年3月には、協議会として取り組むべき事項の明確化を図り、富士山における適正な利用の推進に向けた取組を促進・強化するための「富士山における適正利用推進プログラム」を策定した。同プログラムに基づき、来訪者管理戦略等との整合を図りながら、富士山における安全かつ快適な利用の推進及び自然環境等の普及啓発に関する取組を進める。

#### ○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
富士山における適正な利用の推進	● プログラム策定					プログラム見直し
		プログラムに基づく取組の実施 ・富士登山オフィシャルサイトの管理運営 ・富士山ガイドンスの実施 ・富士登山における安全確保のためのガイドラインの普及啓発等				

#### ④富士山五合目アクセス交通のあり方検討

##### ○ 実施主体

山梨県

##### ○ 概要

山梨県は、吉田口五合目に至る交通システムのあり方を検討している。

検討に当たっては、富士山の環境や景観の保全、来訪者管理、防災対策の強化等に資することを前提に、自動車交通から鉄軌道などの新しい交通システムへの転換の可能性を検証し、その成果を基本構想として取りまとめる。

また、検討内容については、適切な時期にユネスコ世界遺産センターへ通知する。

##### ○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
構想検討会の設置・開催		→				
先進事例研究 現況・課題整理 中間報告案の検討・公表		→				
基本構想の検討・公表			—	対応について関係機関と協議		— →



## イ) 登山者・来訪者に対する安全対策

### ① 登山道の維持修繕

#### ○ 実施主体

山梨県・静岡県

#### ○ 概要

県道として管理する富士山登山道の維持及び登山者の安全確保を目的に、職員等によるパトロールを開山前及び開山期間に実施している。

パトロールでは、登山道・標識等に破損等の不具合を確認した場合、その場で修繕を実施し、登山者の安全を確保している。その場での対応が困難である場合には、登山に支障のないよう安全な措置を図り、委託業者に速やかに連絡し修繕を実施している。

今後も、登山道の維持管理は、自然環境・展望景観に配慮し、現状の砂利道の維持を基本とし、登山者の安全を確保するため、パトロール及び修繕を行っていく。

#### ○ 工程

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
登山道の維持修繕	→					
登山道パトロール	→					

#### < 登山道維持修繕の様子 >



< 開山前 >



< 開山期間 >

## ②落石対策

### ○ 実施主体

山梨県・静岡県

### ○ 概要

山梨県は、2019(令和元)年9月に山小屋が損壊した落石事故を踏まえて、現地調査及び専門機関による落石発生のメカニズム究明に基づいた対応策を検討している。

自然現象に起因する落石については、導流堤の整備等を検討しており、また、登山道を外れた歩行者に起因する落石については、ロープ柵及び注意喚起看板を設置し、発生を防止していく。

静岡県は、落石を発生させないための注意喚起や落石が発生した場合の対処法に関する動画やパンフレットを作成し、啓発を強化していくとともに、登山者が登山道を外れないよう、ロープ柵と注意喚起看板を設置し、落石発生を防止していく。

### ○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
落石のメカニズム解明・ 対応策の計画策定		●調査	→ 計画策定	→ 設計実施		
導流堤等の整備	→					
登山道外歩行の落石防 止(柵、注意看板等)	→					
啓発活動の推進	→					

#### <落石防止対策>



<導流堤イメージ写真>



<柵、注意看板設置>

### ③山頂周回線道路(歩道)の維持修繕

#### ○ 実施主体

環境省

#### ○ 概要

山頂周回線道路(歩道)の維持管理及び登山者の安全確保を目的に、職員等によるパトロールを開山前及び開山期間に実施している。パトロールでは、歩道・標識等に破損等の不具合を確認した場合、登山に支障のないよう安全な措置を図り、必要に応じて速やかに修繕工事を実施している。

今後も、当該歩道については、自然環境・展望景観に配慮し、現状の維持を基本とし、登山者の安全を確保するため、パトロール及び維持修繕を行っていく。

#### ○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
歩道の維持修繕	→					
歩道のパトロール	→					

#### ④安全登山に関する現地における情報提供

##### ○ 実施主体

山梨県・静岡県、市町等、富士山安全指導センター運営協議会

##### ○ 概要

夏山登山期間中の毎日、各登山ルート五合目等において、外国人を含む来訪者への周辺施設の案内、登山に適さない装備の登山者に対する登山指導等の安全確保対策を行う体制を構築している。

また、山梨県は 2017(平成 29)年 10 月に、登山者の意識の高揚を図り、登山の安全を確保するため、「山梨県登山の安全の確保に関する条例」を施行した。これにより、2019(令和元)年の厳冬期(12～3 月)から登山計画書(届)の提出を義務づけたため、県警や関係団体等と連携し「安全登山推進重点区域」を登山する者に対し、必要な指導等を実施している。

##### ○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
富士山ナビゲータの設置・活動	→					配置の見直し
富士山レンジャーの設置・活動	→					
富士山安全指導センターの設置・運営	→					

##### <富士山ナビゲータ・富士山レンジャーの活動>



## ⑤ヘルメットなどの持参推奨

### ○ 実施主体

環境省、山梨県・静岡県、富士吉田市

### ○ 概要

環境省や山梨、静岡両県などで構成する富士山における適正利用推進協議会は、2015(平成 27)年 3 月に、富士登山における安全確保のためのガイドラインを改定し、富士山の突発的な噴火や落石などに備えるため、ヘルメットや防塵マスク、ゴーグルの持参を推奨している。

山梨県及び富士吉田市では、五合目総合管理センターや六合目安全指導センターにおいて、登山者に対し、登山ルールやヘルメット着用のレクチャーを実施している。なお、ヘルメット等の整備状況は次のとおり。

- ・ 山梨県は、五合目売店などに吉田口五合目来訪者が避難する際に装備するヘルメットや防塵マスク、ゴーグルを配備している。
- ・ 富士吉田市は、富士山保全協力金を財源とした富士山保全事業費補助金を活用し、五合目以上の山小屋にヘルメットなど災害対策用備品を整備している。なお、2017(平成 29)年から、六合目安全指導センターにおいて、ヘルメットの無料貸出(デポジット制)を実施している。

静岡県では、噴火に備え、山小屋等に貸出用のヘルメットや防塵マスク、ゴーグルを配備している。

### ○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
ヘルメットなどの持参を推奨	→					
ヘルメットの貸出	→					
噴火に備えたヘルメット等の配備	→					

## ⑥救護所の設置・運営

### ○ 実施主体

山梨県・静岡県、富士吉田市・富士宮市、富士山八合目富士吉田救護所運営協議会

### ○ 概要

夏季における富士登山者の医療救護を図るため、富士宮口八合目・吉田口五合目・七合目及び八合目に救護所を設置し、7月下旬から9月上旬の間、医師及び補助者が駐在し、登山者への医療救護活動を実施している。

<救護所開設期間>

	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)
富士宮口八合目	43 日	45 日	45 日
吉田口五合目	73 日	73 日	73 日
吉田口七合目	39 日	40 日	40 日
吉田口八合目	41 日	42 日	45 日

### ○ 工程

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
救護所の設置・運営	→					
救護所運営費用助成	→ 医師等の人件費及び旅費等を助成					
吉田口救護所連携協議会の開催(年2回)	→ ●H28 協議会設立					

<救護所における医療救護活動>



⑦山岳遭難事故の未然防止対策の推進

○ 実施主体

山梨県・静岡県、静岡県山岳遭難防止対策協議会

○ 概要

登山者の遭難事故を未然防止するため、関係機関が連携し、山岳遭難防止に関する情報収集や、臨時派出所・案内所の設置、事故防止パトロールなど山岳遭難防止の啓発に取り組む。

○ 工程

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
山岳遭難事故の未然防止対策の推進	→					

ウ)混雑緩和のための対策

①マイカー規制の実施

○ 実施主体

国、山梨県・静岡県、市町村、関係機関等

○ 概要

富士山の来訪者に渋滞のない安全で快適な交通を確保するとともに、富士山の環境を保全するため、富士宮口、須走口及び吉田口において、夏の登山シーズン中にマイカー規制を実施している。

今後も、関係者からなる協議会において、当年度の実施状況を踏まえて、翌年度の規制期間等について検討する。

<マイカー規制の実施状況>

	H27	H28	H29	H30	R1
富士宮口	63日間	65日間	63日間	63日間	63日間
須走口	47日間	63日間	63日間	63日間	63日間
吉田口	53日間	53日間	63日間	63日間	63日間

○ 工程

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
マイカー規制の実施	—————→					

<交通状況>



<規制実施前>



<規制実施後>



## ②山麓からの登山の推奨

### ○ 実施主体

富士吉田市

### ○ 概要

五合目よりも下方の吉田口登山道沿いにある現在は営業していない山小屋の由来等を記した案内板の設置、来訪者・登山者のための案内所・休憩所の整備等を実施することにより、富士登山の歴史に対する理解と関心を高めるとともに、パンフレット等による情報提供を通じて、御師まち及び北口本宮富士浅間神社と吉田口登山道をつなぐ「山麓からの登山」を推奨している。

### ○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
案内所・休憩所の整備・ 運営	→					
パンフレット等による情 報提供	→					

## ③ぐるり・富士山風景街道

### ○ 実施主体

国土交通省、山梨県・静岡県、市町村等

### ○ 概要

2019(平成31)年3月に「富士山」のすそ野をぐるり一周巡るサイクリングコースを掲載したマップを作成し、「富士山一周サイクリングルート」として、ホームページに公開した。

引き続き、本コースの魅力を発信する方法を検討するとともに、国やNPO等の「ぐるり・富士山風景街道」の取り組みとも連携しながら、情報発信していく。

### ○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
情報発信・関係機関との 連携	→					

### <富士山一周サイクリングルート>



#### ④巡礼路を活用した周遊の推進

##### ○ 実施主体

山梨県、静岡県、市町村、民間団体等

##### ○ 概要

富士山の顕著な普遍的価値である「信仰の対象」、「芸術の源泉」の2つの側面に対する理解を促進するため、複数のモデルコースの設定や構成資産を巡るツアー造成など、国内外からの来訪者の目的に応じた周遊観光の充実を支援する。また、インターネットを通じた情報発信や海外旅行ガイドへの掲載を働きかけるなど、幅広い理解促進を図るとともに、民間旅行会社によるツアー造成の定着を図る。

更に、山梨県では、地元市町村、観光団体とともに、山梨県富士山世界文化遺産保存活用推進協議会を結成し、2015(平成27)年から「REBIRTH!富士講プロジェクト事業」を実施しており、行衣・金剛杖等の貸し出し、巡礼路マップの作成・配布等による巡礼路の活用促進や巡礼路の踏破、取組事例の紹介などの研修会の開催により、富士講が巡った富士山の巡礼路を活用し、地域で連携して富士山の普遍的な価値の普及と新たな富士山観光を推進している。

##### ○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
モデルコースの周知	→					
ツアー造成の支援	→					
行衣・金剛杖、巡礼路マップ等による巡礼路の活用促進	→					
研修会の開催	→					

エ)ごみ・廃棄物対策

①富士山域における清掃活動

○ 実施主体

国、山梨県・静岡県、市町村、民間団体・ボランティア

○ 概要

富士山麓周辺道路沿い、富士五湖・忍野八海等構成資産周辺及び登山道沿いにおいて、環境負荷の軽減と保全の意識高揚を兼ねた清掃活動を継続的に実施し、ごみ状況の改善を図っている。また、山梨県・静岡県は清掃活動を行う団体等の活動の支援を行っている。

○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
富士山域における清掃活動の実施	→					

<清掃活動の様子>



<登山道>



<山麓周辺道路>

## ②山麓における廃棄物不法投棄の防止

### ○ 実施主体

国、山梨県・静岡県、市町村、民間団体・県民等

### ○ 概要

富士山麓における不法投棄防止対策として、山梨県、静岡県及び市町村が連携してパトロールを実施するとともに、山梨県及び静岡県は、企業や団体との不法投棄の情報提供に関する協定の締結など、不法投棄の未然防止、早期発見、拡大防止に努めている。また、山梨県及び静岡県は、世界遺産の範囲に不法投棄された産業廃棄物の撤去を行う非営利団体等に対し、撤去費用を助成している。

さらに、静岡県は、可搬式監視カメラを導入するとともに、森林パトロールサポートカー制度を導入し、「森林への不法投棄防止監視中」を示す自動車貼付用ステッカーを配布し、富士山麓の地域住民等の理解・協力の下、森林への不法投棄の抑止も行っている。

### ○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
パトロール・監視活動・立入調査						→
不法投棄の情報提供に関する協定締結						→
産業廃棄物撤去費用の助成						→
可搬式カメラの導入(静岡県)						→
森林パトロールサポートカー制度(静岡県)						→

### <助成先である非営利団体の撤去活動の様子>



## オ)し尿対策

### ①環境配慮型トイレの設置・管理

#### ○ 実施主体

環境省、山梨県・静岡県、市町、民間団体

#### ○ 概要

2006(平成18)年度までに五合目より上の全ての山小屋等においてバイオ式等環境配慮型トイレの整備を完了し、し尿の山肌への垂れ流しを防いでいる。また、トイレ整備後は、富士山山小屋事業者への稼動状況等アンケートを実施し、稼動利用状況等の把握を継続するとともに、それぞれのトイレ設置者が適切に維持管理を行っている。

現在、整備から10年以上が経過したため、環境省、山梨県・静岡県等は、適切な維持管理が継続されるよう、処理方式や管理手法等の検討を進めている。

また、環境省では、富士山山頂を含む3箇所環境配慮型の公衆トイレを設置し、県や市町と協力し適切な維持管理を行っている。

#### ○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
環境配慮型トイレの適切な維持管理						
処理方式や管理手法等の検討						

カ) 便益施設の整備

① 富士山登山道等の案内標識の改善

○ 実施主体

環境省、山梨県・静岡県、市町村

○ 概要

富士山の標識類の乱立の抑制、利用者への適切な情報提供及び良好な風致景観の形成を進めるため、環境省、山梨県・静岡県、市町村、観光団体及び山小屋組合等で構成する「富士山標識関係者連絡協議会(現・富士山における適正利用推進協議会)」では、2010(平成22)年3月に「富士山における標識類総合ガイドライン」を策定した(2018(平成30)年12月一部改定)。このガイドラインに基づき、デザイン及び案内地名の統一、ピクトグラムの併用、多言語化(4カ国語)等の改善を図り、五合目登山口～山頂部にかけて、案内標識を整備した。現在は、必要に応じて、案内標識の改善を行っている。

○ 工程

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
案内標識の改善	→					

② 御中道の標識整備・展望地の情報発信

○ 実施主体

環境省

○ 概要

環境省は、富士山の五合目周辺の御中道について、スバルライン五合目から御庭の区間の標識の整備を進める。また、2017(平成29)年に関係機関とともに選定した「富士山がある風景100選」について、広く一般への情報発信を進める。

○ 工程

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
御中道の標識整備	→		●R2 整備完成			
展望地の情報発信	→					

キ)国立公園の公園計画点検及び管理運営計画改定

①国立公園の公園計画点検及び管理運営計画改定

○ 実施主体

環境省

○ 概要

富士山を取り巻く自然的・社会的条件の変化を踏まえ、計画的に富士箱根伊豆国立公園富士山地域の公園計画の点検を行う。また、山梨県・静岡県及び関係市町村等との合意形成を図りながら、富士箱根伊豆国立公園富士山地域の管理運営計画の改定に向けた検討を進める。

○ 工程

区分	短期			中期		長期
年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
公園計画の点検		● 公園計画の 一部変更		→ 点検に向けた検討		→ 次期点検
管理運営計画の改定	→ 改定に向けた検討				→ 点検作業	

## ク 富士山保全協力金(利用者負担制度)の導入

### ① 富士山保全協力金の実施

#### ○ 実施主体

山梨県・静岡県

#### ○ 概要

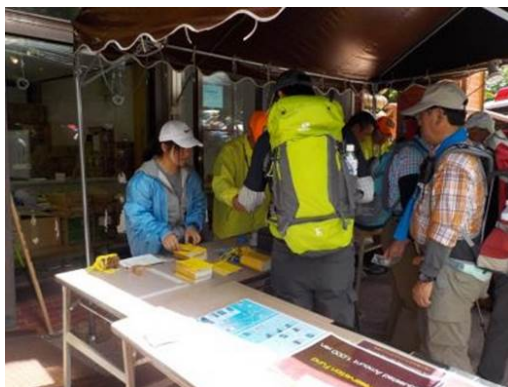
富士山の環境保全や登山者の安全対策を図るため、2013(平成 25)年夏に試験的に利用者負担制度を実施した。2014(平成 26)年夏から、富士山の環境保全や登山者の安全確保のため必要な事業を行うための資金として登山者に協力を求める「富士山保全協力金」として本格導入し、富士山の神聖性の維持を推進している。

なお、2018(平成 30)年に、制度導入から 5 年が経過したため、これまでの状況を検証し、協力金の使途の拡充を行うとともに、対象者を登山者から「五合目より先に立ち入る来訪者」に拡大した。引き続き、利用者が公平に負担する仕組みなど、今後の富士山の利用者負担制度のあり方について、有識者で構成された富士山利用者負担専門委員会等で検討を進めていく。

#### ○ 工程

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
富士山保全協力金の実施	→ ●徴収(開山期間)・事業充当					
利用者負担制度のあり方検討	→			→		→

#### <協力する登山者の様子>





(2)各構成資産・構成要素及び展望景観の修復・整備

ア. 事業実施の方向性

富士山の顕著な普遍的価値を構成する『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面に基づき、それぞれ「登拝・巡礼の場」及び「展望地点・展望景観」の観点から、構成資産・構成要素、及びそれらに含まれる諸要素の意匠・形態、材料・材質、位置・環境、精神性などの真実性及び良好な展望景観の完全性を保持するために、修理・復旧・整備・管理の事業を実施する。

イ. 各実施事業の目的・概要

ア)構成資産・構成要素の保存管理(全般)

①建造物の火災・地震対策

○ 実施主体

文化庁、山梨県・静岡県、市町村、資産所有者・資産管理者

○ 概要

世界遺産富士山に関連する国・県指定の建造物等に対しては、文化庁が策定した「文化庁防災業務計画」や静岡県・市町村が策定したマニュアルに基づき、災害予防、災害復旧及び公開施設における入場者等の生命・身体の安全確保への対応等に取り組むとともに、入場者等の安全が確認でき次第、構成資産の確認を行い、被害状況を報告する体制を整備している。

また、文化庁、山梨県・静岡県及び市町村は、所有者又は管理者が実施する防火施設の維持・管理補助を実施している。

山梨県は、独立行政法人国立文化財機構と連携した文化財防災ネットワークの構築を進めている。

静岡県は、2011(平成 23)年度に文化財等救済ネットワークの組織を立ち上げ、2012(平成 24)年度から文化財保護に係る知識を持つ人材を「文化財等救済支援員」として養成し、救済体制の拡充を図っている。

○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
防災施設の整備	整備済					
防火施設の維持・管理に係る補助	→					
文化財等救済ネットワーク	→					
ネットワーク構築検討(山梨県)	→					
文化財被災情報収集訓練の実施(静岡県)	→					
文化財等救済支援員の養成	→					

## ②構成資産・構成要素の巡視

### ○ 実施主体

山梨県・静岡県

### ○ 概要

建造物をはじめとする構成資産及び構成要素については、山梨県・静岡県が委嘱した文化財保護指導委員が巡視を行い、無断現状変更・汚損・破壊行為等の有無等について点検を行い、巡視結果を元に山梨県・静岡県は、文化財所有者及び文化財管理団体に対する資産の保存管理についての指導助言を行う。

### ○ 工程

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
文化財保護指導委員の巡視	→					

## ③保存管理についての技術支援

### ○ 実施主体

山梨県・静岡県

### ○ 概要

山梨県は、文化財の高度な保存・管理技術を持つ専門職員及び技術者を配置し、所有者又は文化財の管理団体に指定された地方公共団体が行う保存管理、整備・公開・活用の諸事業に対して、技術的な側面から適切な支援を行う。

静岡県は、文化財の登録申請の支援、建造物の管理・保護に対する所有者や行政に対する支援、予備基礎診断の実施、地震発生時における文化財建造物の応急措置等の役割を果たす文化財建造物監理士を養成している。2010(平成 22)年度から講習会を実施し、2019(令和元)年4月現在 99 名が静岡県文化財建造物監理士として登録されている。2019(令和元)年度以降は、NPO等の協力も得ながら、新たな監理士を養成するとともに、登録済の監理士のスキルアップを図っていく。

### ○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
専門職員及び技術者による技術支援	→					
静岡県文化財建造物監理士の養成	→					

イ) 富士山域

① 吉田口登山道における景観配慮

○ 実施主体

山梨県

○ 概要

登山道浸食及び自然植生荒廃の抑制及び登山利用者の安全性の確保の両面から、調和のとれた登山道補修方法の検討を行うとともに、落石防護壁等の構造物については、周辺景観との調和のとれた修景とするため試験施工を行いつつ検討する。

○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (H4)	2023(R5)以降
登山道の維持補修及び 構造物修景方法の検討	→					
登山道の補修及び構造物 修景方法の試験施工 の実施	→	→	→	→		
試験施工の効果検証	→	→	→	→	→	
登山道補修及び構造物 修景の実施	→	→	→	→	→	→

## ②山小屋の整備等

### ○ 実施主体

山梨県、山小屋所有者

### ○ 概要

環境省、山梨県・静岡県、市町村、観光団体及び山小屋組合等で構成する「富士山標識関係者連絡協議会」が策定した「富士山における標識類総合ガイドライン」に基づき、標識類の色彩・掲示方法等の改善を進めてきた。

また、山梨県は、文化財・建築などの専門家から成る検討委員会を設置し、長期的な景観形成を図るため、既存の法令等の基準に加え、山小屋所有者が自主的に取り組む「修景指針」を策定した。

修景指針では、景観との調和だけでなく、山小屋の簡素な建築や、山岳環境に裏付けされた特徴的な意匠を伝承することで、富士山信仰を支えてきた山小屋の歴史的な営みを継承し、神聖な雰囲気醸成についても取り組むこととしている。

### ○ 工程

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
標識類の改善	→					
信仰の拠点としての山小屋に関する情報発信	→					
修景指針に基づく整備	→					

## ③富士宮口五合目施設

### ○ 実施主体

国、静岡県、富士宮市

### ○ 概要

世界文化遺産富士山五合目のあり方検討の合意を踏まえ、自然公園法及び文化財保護法などの法令等の定める外観(色彩等)にかかる基準に適合した修景を行うため、静岡県、富士宮市及び所有者等による協議・検討を引き続き実施している。

### ○ 工程

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
五合目来訪者施設に関する協議・検討	→					

#### ④須走口五合目施設

##### ○ 実施主体

環境省、小山町、関係団体

##### ○ 概要

小山町及び関係機関は、須走口五合目における安全登山の情報提供等の充実に向けた具体策の検討を進めている。その検討結果を受けて、環境省は 2019(令和元)年9月に、須走口新五合目園地事業を位置づける富士箱根伊豆国立公園富士山地域の公園計画の一部変更を実施した。

##### ○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
施設の充実に向けた協議・検討	—————→					
対策の実施					-----→	

#### ⑤吉田口五合目の整備

##### ○ 実施主体

山梨県、市村、関係団体

##### ○ 概要

山梨県は、関係市村及び五合目諸施設所有者等の地元関係者から成る協議の場及び文化財・景観・地域計画・色彩計画・観光などの専門家から成る検討委員会を設置し、富士スバルライン四合目・五合目のあるべき姿を「富士山四合目・五合目ランドデザイン」として取りまとめた。

四合目・五合目のあるべき姿として、訪れる人が国籍や宗教観を超えて等しく富士山に向き合い、その神聖さや美しさに感動できるとともに、安心して、何度も訪れたい世界遺産にふさわしい空間の実現を目指す。

山梨県は、将来像を具体化するため、四合目地域にある奥庭遊歩道において、来訪者が富士山の自然に触れ、安全に散策ができるよう標識を再整備した。また、五合目地域の景観改善を図るため、施設の修景ルールを定めるとともに、来訪者が富士山やご来光を展望できるよう展望広場を整備した。

今後も長期的かつ段階的な取組等を山梨県、関係市村及び地元関係者が一体となって推進する。

##### ○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
将来像の実現に向けた短期的取組の推進	—————→					
将来像の実現に向けた長期的取組の推進	—————→					

## ⑥北口本宮富士浅間神社の保存修理

### ○ 実施主体

文化庁、山梨県、富士吉田市、資産所有者

### ○ 概要

北口本宮富士浅間神社は、吉田口登山道の起点に位置し、富士山信仰の隆盛を物語る壮麗な建築物である。2017(平成 29)年 11 月には、既に重要文化財に指定されている東宮本殿、西宮本殿及び本殿に加え、「拝殿及び幣殿」「恵毘壽社及び透塀」「神楽殿」「手水舎」「随神門」「福地八幡社」「諏訪神社拝殿」「社務所」の8棟が社殿群として重要文化財(建造物)に一括指定された。同神社は、国、県、富士吉田市と連携しながら、定期的に屋根葺替えや漆・彩色塗替え等の保存修理工事を行っている。2020(令和元)年から 2023(令和 4)年には、東宮本殿及び西宮本殿の保存修理工事を実施する計画である。

### ○ 工程

区分	短期			中期		長期
年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
東宮本殿・西宮本殿 の保存修理工事		檜皮葺(西宮)	檜皮葺(東宮)			
		塗装(西宮)		塗装(東宮)		

ウ)富士山本宮浅間大社の整備

○ 実施主体

静岡県、富士宮市、資産所有者

○ 概要

富士山本宮浅間大社は、静岡県側の富士山信仰の中心地で、登拝の起点となっている。境内地には、来訪者のための観光案内所やトイレ等の便益施設、歴史的な資産の案内板等が、富士宮市や所有者等の関係者によって整備されている。

境内地には、護摩堂跡やかつての参道など、富士山信仰に関わる遺跡や遺構が存在するため、これらの信仰関連施設の保護と神社境内地の景観の保全を目的として整備を実施する。

また、境内にある国指定重要文化財の本殿等の神社施設については、塗装の劣化等が見られるため、適切な維持管理を実施していく。

さらに、江戸時代には、神社周辺に宿坊や関係者の居住地が広がっていたことが判明しているため、神社周辺の様相や変遷について文献調査等を行い、復元図の作成等の活用方法を検討する。

○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
護摩堂跡の整備		→				
参道跡の整備			→			
境内地関連施設調査・整備	→					
神社周辺調査・整備	→					



< 護摩堂跡 >



< 本殿（重要文化財） >

## エ)山宮浅間神社の整備

### ○ 実施主体

静岡県、富士宮市

### ○ 概要

山宮浅間神社は、直接富士山を遥拝する施設として富士山信仰における重要な施設である。遥拝所には、信仰の場を形成する石塁による区画と、神事に関わる石列や祭壇などを見ることができる。整備は、神社境内地の景観の保全とこれらの信仰関連施設の保護を目的として実施した。

また、山宮浅間神社における遺構・遺物は史跡指定地の外に広がるものとなっていることから、今後、周辺に対する発掘調査等を進め、史跡としての具体的な様相を明らかにし、史跡の追加指定とともに、その適切な整備を検討する。

### ○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
神社周辺調査・整備						→



< 遥拝所(整備済) >



< 石積み(整備済) >



## オ)村山浅間神社の整備

### ○ 実施主体

静岡県、富士宮市

### ○ 概要

村山浅間神社・大日堂にある大日堂は、富士修験にとって重要な施設であり、江戸時代の建物様式を残すものであったことから、保存修理工事を実施した。大日堂には、大日如来坐像や役行者像等が安置されており、それらを拝観できる施設としての機能も備えるものとなっている。

境内地には、富士修験の歴史を具体的に表す遺構である水垢離場、護摩壇、龍頭池、大棟梁権現社跡などが残されている。それらについては、富士修験を具現化するものとして、調査を行い適切な整備を進める。

また、村山浅間神社の周辺にある村山三坊の跡を含む元村山の集落については、修験に関わる集落として特異な信仰空間を形成している。今後、発掘調査等の調査を進め、集落全体の様相を明らかにし、神社を中心とした広域的な整備を行う。

### ○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
境内地関連施設調査・整備	→					
神社周辺調査・整備	→					



<水垢離場>



<龍頭池跡>

## カ) 富士五湖

### ○ 実施主体

環境省、山梨県、身延町・山中湖村・富士河口湖町、地域住民・事業者等

### ○ 概要

行政機関と地域住民等は、明日の富士五湖創造会議を開催し、湖ごとに、世界遺産としてふさわしい利用方法や修景ルールを策定を進めている。

環境省は、本栖湖及び西湖の水面全域を対象に、水質汚濁や騒音等による影響を排除するため、プレジャーボート等の動力船の乗り入れを規制しており、精進湖では、地域住民等により、動力船の持ち込みを自主規制し、利用者の協力を呼びかけている。

また、山梨県は、富士五湖のうち特に河口湖及び山中湖における動力船の乗り入れ実態を的確に把握するため、年度毎に「航行届」の事前提出と「航行届出済証」(ステッカー)の船舶への表示を義務づけ、把握した乗り入れ動向を明日の富士五湖創造会議におけるルール策定の基礎資料として活用することとしている。

山梨県・富士河口湖町・山中湖村は、地域住民及び事業者が実施する修景事業に対する助成を実施している。

### ○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
明日の富士五湖創造会議の開催	→					
協議会(ルール策定地区)による湖の適正利用	→					
「航行届」の事前提出及び「航行届済証」の表示義務付け	→					
住民及び事業者が実施する修景事業への助成	→					

キ)忍野八海

①忍野八海及び周辺地域の環境整備

○ 実施主体

山梨県、忍野村、地域住民・事業者

○ 概要

2014(平成 26)年度までに、電線類の地中化及び電柱の移設を実施し忍野八海(湧水)から富士山への展望景観を保全するとともに、建築物及び河川防護柵等工作物の修景・河川沿いの植栽修景等を実施してきたが、引き続き、忍野八海周辺の良い景観づくりに努める。

また、山梨県・忍野村は、住民及び事業者が実施する修景事業に対する助成を実施している。

○ 工程

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
住民及び事業者が実施する修景事業への助成	→					

②水量及び水質の維持

○ 実施主体

忍野村

○ 概要

忍野八海の湧出量及び水質を定期的に測定するとともに、忍野八海周辺における住民の地下水採取量、世帯の公共下水道への接続状況について調査を行い、忍野八海の水質の維持を図る。

○ 工程

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
忍野八海の水質・水量の調査	→					
忍野八海周辺の地下水採取量等の調査	→					

## ク) 白糸ノ滝

### ○ 実施主体

静岡県、富士宮市

### ○ 概要

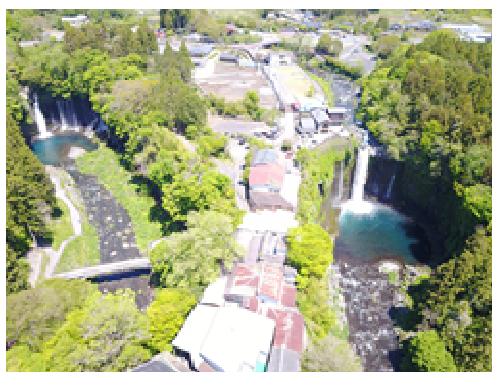
富士宮市が中心となり、白糸ノ滝の風致景観を阻害する人工構造物を撤去し、富士山及び滝からなる風致景観の維持・再生を図るとともに、富士山信仰に関連する巡礼・修行の場としての歴史が感じられる包括的な修景整備を行っている。

また、来訪者の安全性・快適性にも配慮した風致景観の向上を図るため、歩経路を整備するとともに、富士山及び滝の眺望視界が確保できる展望場の整備や眺望視界を阻害する一部の電柱・電線の撤去を実施した

今後は、既存売店の集約化及び既存売店跡地における眺望場等整備を実施する。

### ○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
既存売店の集約	→					
既存売店跡地の整備			→			
電柱・電線の撤去(既存売店)		→				



< 白糸の滝(左)、音止の滝(右)と既存売店 >



< 売店集約用地(造成済) >

## ケ)三保松原

静岡市は、三保松原の普遍的価値を守り、活用しながら次世代に継承していくため、三保松原保全活用計画を策定した。「緑豊かな松原」と「美しい砂嘴」及び「富士山が織り成す風致景観」の適切な保全を通じて、三保松原の価値を、守りつなげ、磨き上げ、そして広く伝えていくとともに、美しい景観を守ってきた地域文化を継承していく。

保全指針については、「松原の保全」、「砂嘴の保全」及び「風致景観の保全」の3点を定め、静岡県や関係機関と連携のもと保全施策を実行していく。

また、活用指針については、「来訪者管理戦略」、「危機管理戦略」及び「情報提供戦略」の3点を含め、保全と活用のバランスを考慮した、世界遺産に相応しい対策を実現する。

### ①海岸景観の改善

#### ○ 実施主体

静岡県

#### ○ 概要

静岡県は、2013(平成 25)年度に「三保松原白砂青松保全技術会議」を設立し、将来、構造物に頼らずに砂浜が維持される海岸を長期目標に定めるとともに、シミュレーションなど多様な手法による検討を踏まえ、4基の消波堤を景観上配慮した施設(突堤)へ置き換え、養浜による対策を実施することを2014(平成 26)年度に決定した。

2015(平成 27)年度から、4基の消波堤のうち、景観形成上影響が大きい2基の置き換えに着手し、早期に景観改善と砂浜の回復を図っている。残りの2基の消波堤は、突堤への置き換えを基本としつつ、先行する2基の整備結果を踏まえて計画の見直しを行う。

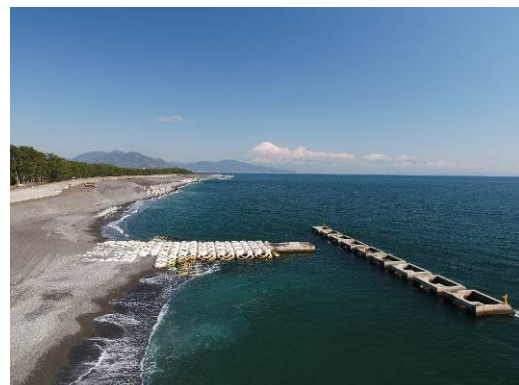
また、2015(平成 27)年に「三保松原景観改善技術フォローアップ会議」を設置し、モニタリング計画に基づく対策の効果・影響の検証と順応的な計画の見直しを行うとともに、「清水海岸侵食対策検討委員会」を開催し、清水海岸全体での侵食対策の検証と対策の見直しを実施している。

対策の実施に当たっては、モニタリング計画に定めた防護、景観、施設、利用・環境、長期目標実現の5つの観点に基づく、沿岸漂砂量、砂浜幅、海浜・海底地形、海岸構造物の見え等のモニタリング項目の評価結果を踏まえ、毎年度、対策の効果・影響の検証を行い、順応的な計画の見直しにより対策を推進する。

○ 工程（新）

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
海岸保全施設の改善	1号消波堤の置き換え			2・3・4号消波堤の置き換え		
養浜	砂浜が自然回復するまで継続実施（年5万㎡を基本）					
モニタリング	各種測量、写真撮影、施設の健全度調査等					
三保松原景観改善技術 フォローアップ会議	モニタリング結果の検証、順応的な計画見直し					
清水海岸侵食対策検討 委員会	侵食対策の検討、モニタリング結果の検証					

<清水海岸（三保地区）の景観改善のイメージ>



< 1号L型突堤施工前 >

< 1号L型突堤施工後 >

## ②松林の保全

### ○ 実施主体

静岡県、静岡市

### ○ 概要

世界文化遺産にふさわしい松林を将来へ引き継ぐため、平成 26 年 12 月に「三保松原の松林保全技術会議」から松林保全の基本方針や施策に関する提言を受けたことから、静岡市は、提言を反映した「三保松原管理基本計画」を策定し、地域住民等と協力し、松林保全対策を実施している。静岡県は静岡市が実施する松林保全対策に対し技術的支援を行うとともに、提言に基づく施策を具体化するため、平成 27 年 1 月から静岡県と静岡市が「三保松原保全実行委員会」を設置し、進捗管理等を行い適切な保存管理に努めている。

今後も一般財団法人三保松原保全研究所(令和元年 6 月設立)と静岡県、静岡市、地域住民等が連携し、三保松原の総合的な松林保全の対策を推進する。

### ○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
対策検討	三保松原保全実行委員会による提言書の進捗管理と対策の検討 三保松原保全実行委員会の検討結果に基づく対策の実施					
仕組みづくり・人づくり						
保全組織		財団設立 ●	機能充実			
人づくり	人材育成・活動拡大					
管理体制	システム構築 ●	実績入力	松林管理システム運用			
生育環境の改善						
土壌づくり	落ち葉掻き・清掃、腐葉土除去等 土壌改良の実施					
松林の健全な育成	間伐試験の実施		試験結果に基づく間伐の実施		踏圧対策検討・実施	
羽衣の松の樹勢回復	樹木診断・薬剤散布・土壌改良・モニタリングの実施					
マツ材線虫病微害化の維持	薬剤散布・伐倒駆除・予防財樹幹注入(目標:1本/ha以下の維持) マツのデータベース化 三保由来の抵抗性マツの開発・量産 薬剤依存度減少を目指す					
三保松原保全地域連携モデル確立支援	三保松原保全地域連携モデル構築業務委託					
松原再生化事業	用地買収		圃場造成		三保由来のマツ苗の生産	

### ③周辺の道路の無電柱化

#### ○ 実施主体

静岡市

#### ○ 概要

三保松原周辺の景観改善の取り組みとして、沿道の電柱・電線が道路からの富士山眺望景観を阻害している、三保松原へのアクセス道路である県道三保駒越線において、短期的な対策として道路上空の横断架空線を撤去するとともに、中長期的には道路拡幅に併せた無電柱化を実施する。

#### ○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
道路の4車線化事業に併せた無電柱化事業	折戸1工区(用地買収・道路拡幅工事)					→
	折戸2工区(用地買収・道路拡幅工事)					→

#### <横断架空線の撤去>



<施工前>



<施工後>



#### ④来訪者・情報提供対策

##### ○ 実施主体

静岡市

##### ○ 概要

静岡市は、世界文化遺産登録後、三保松原の保全と活用に係る事業の検討を進め、増加した来訪者による松への影響の軽減及び周辺環境を向上させる観点から、御穂神社から羽衣の松に至る「神の道」への観光バスの通行抑制やそれに伴う観光バス駐車場の移転、公衆用トイレの整備等を実施した。

また、三保松原の顕著な普遍的価値や魅力を発信する暫定的なガイド施設として、“はごろも情報広場「みほナビ」”を2013(平成25)年12月に、更に2018(平成30)年度には、三保松原の魅力と価値を伝え、多くの人が集い交流し、未来へ受け継ぐ本格的な拠点として静岡市三保松原文化創造センター「みほしるべ」を開設するなど保全と活用に係る事業を推進してきた。

また、松原総合情報サイトや音声ガイドシステムの構築、保全活動ツアーの造成支援のほか、ボランティアガイドの養成支援を行うなどソフト面の充実も図っていく。

##### ○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
観光バス通行抑制	通行抑制の継続					
三保松原文化創造センターの運営	開館 ●	企画展 年4回の実施				
多言語化の推進	多言語のHP、音声ガイド、館内パンフレットの作成 ●	補完 →		運用・活用		
松原情報サイトによる情報発信	構築 ●	補完 →		情報発信		
ボランティアガイドの養成・活動支援	養成講座 →	ガイド支援システム構築 ●		活動支援		
保全活動ツアーの造成支援	造成 →	モデルツアー →		HP・パンフレットによるPR		

### ㄷ) 展望景観の保存対策

#### ① 間伐等の森林整備による森林景観の維持・改善

##### ○ 実施主体

林野庁、山梨県・静岡県、市町村、森林組合等

##### ○ 概要

森林の持つ多面的機能の持続的発揮を維持するための間伐等により、富士山地域における良好な森林景観を形成するとともに、富士山地域及び構成資産へのアクセス道路周辺等の森林における間伐等及び富士山の眺望を確保するための展望ポイントでの眺望伐採等の森林整備を実施し、景観の維持・向上を図っている。

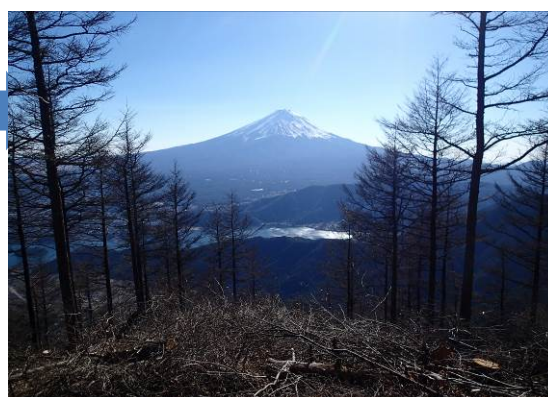
##### ○ 工程

区分	短期			中期		長期
年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
間伐等の森林整備	→					→
眺望伐採等の森林景観整備(山梨県)	→					

#### <眺望伐採等の景観整備>



<実施前>



<実施後>

### (3)資産の公開・活用

#### ア. 事業実施の方向性

富士山が持つ顕著な普遍的価値を次世代へと確実に継承していくためには、地域住民が顕著な普遍的価値を正確に理解するとともに、それらを来訪者に対して積極的に発信していくことが必要である。そのためには、行政が効果的に情報提供を行い、地域住民による自発的な取り組みに対する支援が必要であることから、公開・活用施設等を利用した学習機会の提供、日常的な情報提供活動を実施する。

富士山の顕著な普遍的価値についてのさらなる調査研究を進め、成果の情報提供を図る。

国内外からの観光客の安全と利便性を確保するとともに、秩序ある良好な周辺環境を保全するために、モデルコース等の設定・周知、ガイドの養成等を行う。

## イ. 各実施事業の目的・概要

### ア) 富士山総合学術調査の実施

#### ○ 実施主体

山梨県・静岡県、市町村

#### ○ 概要

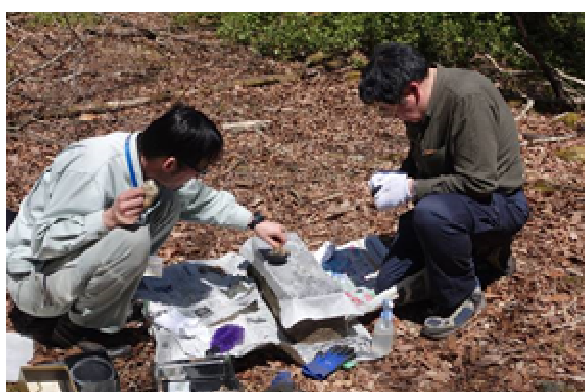
山梨県は、2008(平成 20)年から「山梨県富士山総合学術調査研究委員会」の下に歴史・信仰・芸術などの観点から富士山の総合的な調査・研究を開始し、関連資料の収集・把握・充実に努めている。それらの調査研究の成果を活用した啓発活動として、企画展や地域住民を対象とする公開発表会を開催するとともに、学術調査研究委員会や世界遺産センターの調査研究成果をまとめた研究紀要『世界遺産 富士山』を刊行している。

静岡県は、富士山巡礼路調査委員会において策定した研究計画に基づき、現地踏査、資料調査等を計画的に進めている。2015(平成 27)年度から須走口登山道の調査を開始し、調査結果については2018(平成 30)年度に調査報告書として取りまとめ、富士山世界遺産センターにおいて企画展を開催した。2017(平成 29)年度からは大宮・村山口登山道の調査を開始している。

#### ○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
巡礼路の特定に向けた調査研究						
須走口登山道調査	●調査報告書刊行					
大宮・村山口登山道調査	→		●調査報告書刊行			
吉田口登山道調査	→	→				
富士山西麓の巡礼路(神野路)調査	→	→				
各種道中記調査(文献資料)	→	→	→	→	→	→

#### <調査研究活動>



## イ)世界遺産センターによる普及

### ○ 実施主体

山梨県・静岡県

### ○ 概要

山梨県・静岡県は、世界遺産センターを整備し、富士山に係る包括的な保存管理や富士山の普遍的な価値の普及、周辺観光など来訪者の多様なニーズに対応する拠点としての取り組みを進めている。博物館及び関係市町村との連携の下に、研究職を中心に、巡礼路の特定等を含めた総合的な調査・研究が進められる体制を確立し、長期的な視野に基づき調査・研究計画の策定及び学際的な調査・研究の活動を推進するとともに、常設展、企画展や教育旅行等を通じた価値の普及や情報提供に取り組んでいる。

### ○ 工程

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
総合的な調査・研究	→					
常設展、企画展	→					
ガイドの解説や教育旅行の受入	→					
情報提供	→					

ウ)教育旅行の充実

○ 実施主体

山梨県、静岡県

○ 概要

山梨県・静岡県は、未来を担う子どもたちに富士山の顕著な普遍的価値や保全への理解促進を図るため、修学旅行や校外学習等で富士山世界遺産センターを訪れる小中高校生を対象に、座学やガイド付き館内めぐりを実施している。また、山梨県は、富士山科学研究所と協力する等様々なプログラムを開発・提供している。

○ 工程

区分	短期			中期		長期
年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
教育旅行の充実	→					

<教育旅行の児童への説明>



## エ) 富士吉田市歴史民俗博物館の周辺整備

### ○ 実施主体

富士吉田市

### ○ 概要

富士吉田市は、2015(平成 27)年4月、富士吉田市歴史民俗博物館を「ふじさんミュージアム」として再整備し、映像展示・展示ガイドによる案内等により富士山信仰を中心に展示公開及び情報発信を実施している。2020(令和2)年 3 月には、映像・解説展示に多言語化対応音声ガイドシステムを導入し、英語に加え、中国語、タイ語にも対応する改修を行った。

今後も富士山信仰の変遷や富士北麓地域の御師町としての歴史について、豊富な収蔵資料や付属施設である旧外川家住宅の公開を通じ紹介するとともに、幅広い年齢層の集客を図るため周辺エリアを公園として整備する。

### ○ 工程

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
ふじさんミュージアムの 展示公開	●多言語化 システム改修					
富士山信仰を中心とした 企画展・講座の開催	→					
富士の杜巡礼公園(仮 称)の整備	→					

## オ) 公開施設の活用

### ① 富士山周辺施設等と連携した情報発信の実施

#### ○ 実施主体

静岡県

#### ○ 概要

富士山の顕著な普遍的価値や保存管理の理解促進を図るため、富士山周辺の学習施設等と連携を図り、2013(平成 25)年から富士山の文化的価値についての情報発信を行っている。富士市の協力を得て開設した「世界遺産富士山情報発信ステーション」において、富士山の文化的価値や構成資産を紹介する無料映像を上映するとともに、富士山こどもの国など6箇所に設置した大型ディスプレイ「デジタルサイネージ」を通じた情報発信も行っている。

#### ○ 工程

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
情報提供コーナーの設 置	●世界遺産富士山情報発信ステーションの開設 ●デジタルサイネージの設置					
富士山周辺施設と連携 した講座の開催	→					

カ) 地域住民等との連携・普及活動

① 出前講座・説明会等の実施

○ 実施主体

山梨県・静岡県、市町村

○ 概要

富士山の自然や文化、世界遺産の基礎知識、保全に向けての取り組みを分かりやすく説明し、富士山についての理解と関心を高め、世界遺産「富士山」を後世に継承する機運を高めるため、小・中・高等学校の授業のほか、各種団体からの依頼を受け、出前講座や説明会等を実施している。今後も、小・中学校、高等学校や地域、企業等に出向き、児童・生徒や一般県民を対象に職員による出前講座を開催し、富士山に関する理解と関心を高め、その顕著な普遍的価値を後世へ継承していく。

	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)
幼稚園、小・中学校、高校、大学	36回/3,565人	44回/5,556人	60回/4,778人	78回/5,873人
一般	43回/3,795人	84回/6,140人	69回/4,968人	82回/6,342人
合計	79回/7,360人	128回/11,696人	129回/9,746人	160回/12,215人

○ 工程

区分	短期			中期		長期
	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)以降
出前講座・説明会等の実施	→					

< 小学校における出前講座 >





## ②県内大学の連携による単位互換授業の開催

### ○ 実施主体

公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム

### ○ 概要

静岡県内の大学と県・市町等の連携組織である公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアムでは、地域学の普及と学生の交流を図るため、富士山をテーマとして複数の大学の学生が合同で受講する単位互換授業を、2014(平成 26)年度から実施している。引き続き、大学関係者と連携・協議して講座を開催する。

### ○ 工程

区分	短期			中期		長期
年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
県内大学の連携による 単位互換授業の開催	→					

### <富士山でのフィールドワークの様子>



## ③自然史資料を活用した展示、教育普及活動の館内及び館外での実施

### ○ 実施主体

静岡県

### ○ 概要

ふじのくに地球環境史ミュージアムにおいては、自然史資料を活用して館内における展示や教育普及活動とともに、移動ミュージアムなどのアウトリサーチ活動を県内各地で実施し、富士山をはじめとした“ふじのくに”が持つ多様な自然を身近に感じてもらい、生涯学習を充実する機会の創出を図っている。

### ○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
展示、教育普及活動の 館内及び館外での実施	→					

#### ④富士の国(ふじのくに)づくりキッズ・スタディ・プログラムの普及促進

##### ○ 実施主体

山梨県・静岡県、認定NPO法人富士山世界遺産国民会議

##### ○ 概要

子どもたちが、浮世絵「富嶽三十六景」を使った授業を通じて、富士山の文化的価値を知り、「富士山を大切に」、「ふるさとを大切に」、「日本を大切に」思う気持ちを醸成するため、小学校6年生向けに開発した社会科指導用教材の普及を図る「富士の国(ふじのくに)づくりキッズ・スタディ・プログラム」を推進する。

今後も、静岡県・山梨県において、開発したインターネット版教材の活用など、国内への普及の促進を図る。

##### ○ 工程

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
山梨県・静岡県での普及	→					
国内への普及	→					

#### ⑤富士山教育による保全意識の高揚

##### ○ 実施主体

山梨県・静岡県、市町村

##### ○ 概要

富士山麓に位置する市町村では、富士山や構成資産に関わる自然や環境保全など、学校独自のカリキュラムを設けたり、教材を使用した富士山教育に取り組んでいる。

市町村では、自分たちの住む地域に誇りを持ち、富士山や構成資産を保全する意識の高揚など、次世代を担う子どもたちの育成に取り組んでいる。

##### ○ 工程（新規）

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
富士山教育の推進	→					

キ)国内外からの観光客への対応

①国内外からの観光客への富士山環境保全意識の高揚

○ 実施主体

山梨県・静岡県、ボランティア

○ 概要

登山初心者や外国人登山者に環境負荷の軽減と安全登山に関する情報提供が必要であることから、多言語によるマナーガイドブック等を作成し、ホームページへ掲載する。

また、レンジャー等によるマナー啓発や自然解説などの実施を支援する。

○ 工程

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
多言語マナーガイドブックの作成・配布(静岡県)	→			電子化(印刷版廃止)		→
多言語アドバイスブックの作成・HP掲載(山梨県)	→					
レンジャー等による登山マナー啓発・自然解説等の実施	→					

②ホームページによる情報提供

○ 実施主体

静岡県

○ 概要

富士山の顕著な普遍的価値、富士山の安全対策、富士山の保存管理に重点を置いた静岡県富士山公式サイト「世界遺産富士山とことんガイド」を制作し、国内外に向けて情報発信を行っている。

○ 工程

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
HPの公開・情報提供	→					

## ク)ガイドブック等の作成

### ①多言語パンフレットの作成・発行

#### ○ 実施主体

富士山世界文化遺産協議会、山梨県富士山世界文化遺産保存活用推進協議会

#### ○ 概要

来訪者が構成資産相互の関係性を容易に認知・理解できるように、最新の調査・研究成果等を基に25の構成資産相互の関係性や富士山の顕著な普遍的価値、保全の取り組みなどを盛り込んだパンフレットを作成し、情報発信する。また、山麓の構成資産の周知及び認知向上を図るとともに、山麓の構成資産への訪問を誘導し周辺施設も含めた周遊を促進する。

日本語版のほか、英語版等多言語パンフレットを発行し、海外観光プロモーションやイベント出展時に配布するとともに、ホームページに掲載し、広く情報発信する。

#### ○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
パンフレット改定		→				
情報発信	→					

## ケ)ガイドの養成

### ○ 実施主体

山梨県・静岡県、市町村

### ○ 概要

世界遺産「富士山」の顕著な普遍的価値及びその適切な保存管理について、来訪者の理解を深め、案内することができる「世界遺産ガイド」を設置し、2012(平成 24)年度から養成講座を実施している。

今後も、富士山の顕著な普遍的価値を来訪者に伝えるために、ガイドの養成を図るとともに、各市町村の窓口団体と連携し、各構成資産等における世界遺産ガイドによる案内等の取り組みを推進する。また、世界遺産センターにおいて、普遍的価値の伝達及び保全のための知識の普及啓発を実施していく。

	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	合計
ガイド養成講座修了者	129	85	79	74	367

### ○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
世界遺産ガイドの養成・活用	→					

### <世界遺産ガイドの活動>



コ)モデルコースの周知・ツアー造成

○ 実施主体

山梨県、静岡県

○ 概要

富士山の顕著な普遍的価値である「信仰の対象」、「芸術の源泉」の2つの側面に対する理解を促進するため、複数のモデルコースの設定や構成資産を巡るツアー造成など、国内外からの来訪者の目的に応じた周遊観光の充実を支援する。また、インターネットを通じた情報発信や海外旅行ガイドへの掲載を働きかけるなど、幅広い理解促進を図るとともに、民間旅行会社によるツアー造成の定着を図る。

更に、山梨県では、地元市町村、観光団体とともに、山梨県富士山世界文化遺産保存活用推進協議会を結成し、2015(平成27)年から「REBIRTH!富士講プロジェクト事業」を実施しており、行衣・金剛杖等の貸し出し、巡礼路マップの作成・配布等による巡礼路の活用促進や巡礼路の踏破、取組事例の紹介などの研修会の開催により、富士講が巡った富士山の巡礼路を活用し、地域で連携して富士山の普遍的な価値の普及と新たな富士山観光を推進している。

○ 工程(新)

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
モデルコースの周知	→					
ツアー造成の支援	→					
行衣・金剛杖、巡礼路マップ等による巡礼路の活用促進	→					
研修会の開催	→					

### 3. 行動計画の総括表

上記の事業の事業名・事業内容・実施主体を総括表として示す。

また、総括表には、第37回世界遺産委員会決議(37.COM 8B.29)において管理及び保護の要請事項として勧告された b)～e)及び決議の文末において要請された g)危機管理戦略の策定、顕著な普遍的価値の言明の保護管理の項目において指摘された h)開発の制御の各項目との対応関係も示す。

なお、a)として勧告された事業の指針となる全体構想(ビジョン)は、2014(平成 26)年に策定済みであり、分冊4に示している。f)として勧告された経過観察指標の拡充・強化は、拡充・強化した経過観察指標も含めて第10章に示したところである。

保存管理及び保全に当たっての観点	事業名	事業主体	37.COM 8B.29 勧告対応	詳細説明 ページ
(1)資産及び周辺環境に対する影響の予防・軽減・防止	ア. 開発・都市基盤施設の整備による影響への対応			
	ア)市町村景観計画の支援	山梨県・静岡県、市町村	h)開発の制御	205
	イ)景観保全に関する条例の施行	山梨県	h)開発の制御	206
	ウ)大規模太陽光発電設備等への対応	山梨県、富士宮市	h)開発の制御	207
	エ)富士山の眺望箇所及び構成資産周辺における修景整備	山梨県・静岡県、市町村	h)開発の制御	208
	オ)富士山周辺地域の道路の無電柱化	国土交通省、山梨県・静岡県、市町村	h)開発の制御	210
	イ. 自然環境の変化への対応			
	ア)大気汚染への対応	山梨県・静岡県	-	211
	イ)温暖化への対応	林野庁、山梨県、市町村、森林組合・森林所有者等	-	212
	ウ)生物多様性への対応			
	①草原環境の変化への対応	国、山梨県・静岡県、市町村、民間団体・ボランティア	-	213
	②野生生物による食害への対応	林野庁、山梨県・静岡県、市町村、一部事務組合	-	214
	③外来生物の侵入への対応	国、山梨県・静岡県、市町村、民間団体・ボランティア	-	215

保存管理及び保全 に当たっての観点	事業名	事業主体	37.COM 8B.29 勧告対応	詳細説明 ページ
(1)資産及び周 辺環境に対す る影響の予防・ 軽減・防止 (続き)	ウ. 自然災害への対応			
	ア) 災害対策(全般)			
	①安全確保対応マニュアルの 運用及び避難確保計画の策 定	市町村	g)危機 管理戦略	216
	②災害時等における応急 活動	富士スバルライン自主防 災協議会	g)危機 管理戦略	217
	③外国人来訪者に対する 安全確保	山梨県、富士河口湖町、 民間企業	g)危機 管理戦略	218
	イ) 噴火対策			
	①富士山火山防災対策に 係る体制整備・計画策定	山梨県・静岡県・ 神奈川県、市町村、国、 防災関係機関等	g)危機 管理戦略	219
	②富士山火山噴火緊急減 災対策砂防計画の実施	国土交通省、 山梨県・静岡県	g)危機 管理戦略	221
	③火山噴火に係る登山者 の安全対策	山梨県・静岡県、 市町村	g)危機 管理戦略	222
	④火山噴火に関する調査 研究・研究成果に基づく 情報発信	山梨県	g)危機 管理戦略	223
	ウ) 土砂災害・落石対策			
	①砂防施設の整備	国土交通省、 山梨県・静岡県	g)危機 管理戦略	224
	②土砂流出防備保安林等 の管理・保全	林野庁、山梨県・ 静岡県	g)危機 管理戦略	224
	エ) 地震対策			
	①静岡県地域防災計画の 点検・修正	静岡県	g)危機 管理戦略	225
	オ) 風水害対策			
	①河川整備の実施	山梨県・静岡県	g)危機 管理戦略	226
	②東富士演習場周辺の河 幅拡大・砂防施設整備・ 土地改良事業の実施	静岡県	g)危機 管理戦略	227



保存管理及び保全 に当たっての観点	事業名	事業主体	37.COM 8B.29 勧告対応	詳細説明 ページ
(1) 資産及び周 辺環境に対す る影響の予防・ 軽減・防止 (続き)	カ) 山火事対策			
	① 森林被害の予防啓発及び 山火事予防運動の推進	林野庁、 山梨県・静岡県	g) 危機 管理戦略	227
	② 森林保全巡視の実施	林野庁、山梨県、市町村、 森林組合・森林所有者等	g) 危機 管理戦略	228
	③ 野焼きの延焼防止	山梨県・静岡県、 市町村等	g) 危機 管理戦略	228
	エ. 来訪者及び観光による影響への対応			
	ア) 富士山における来訪者管理			
	① 「望ましい富士登山の在 り方」の実現に向けて	文化庁・環境省、 山梨県・静岡県	c) 来訪者 管理戦略	229
	② 著しい混雑の解消 (平準化)	文化庁・環境省、 山梨県・静岡県、 市町村	c) 来訪者 管理戦略	230
	③ 富士山における適正な 利用の推進	富士山における適正 利用推進協議会	c) 来訪者 管理戦略	231
	④ 富士山五合目アクセス 交通のあり方検討	山梨県	c) 来訪者 管理戦略	232
	イ) 登山者・来訪者に対する安全対策			
	① 登山道の維持修繕	山梨県・静岡県	d) 登山道 等の保全	233
	② 落石対策	山梨県・静岡県	g) 危機 管理戦略	234
	③ 山頂周回線道路(歩道) の維持修繕	環境省	d) 登山道 等の保全	235
	④ 安全登山に関する現地 における情報提供	山梨県・静岡県、市町 等、富士山安全指導セン ター運営協議会	c) 来訪者 管理戦略	236
	⑤ ヘルメットなどの持参 推奨	環境省、 山梨県・静岡県、 富士吉田市	g) 危機 管理戦略	237

保存管理及び保全 に当たっての観点	事業名	事業主体	37.COM 8B.29 勧告対応	詳細説明 ページ	
(1)資産及び周 辺環境に対す る影響の予防・ 軽減・防止 (続き)	⑥救護所の設置・運営	山梨県・静岡県、富士 吉田市・富士宮市、富 士山八合目富士吉田 救護所運営協議会	c)来訪者 管理戦略	238	
	⑦山岳遭難事故の未然防 止対策の推進	山梨県・静岡県、 静岡県山岳遭難防止対 策協議会	c)来訪者 管理戦略	239	
	ウ)混雑緩和のための対策				
	①マイカー規制の実施	国、山梨県・静岡県、 市町村、関係機関等	c)来訪者 管理戦略	240	
	②山麓からの登山の推奨	富士吉田市	c)来訪者 管理戦略	241	
	③ぐるり・富士山風景街道	国土交通省、山梨 県・静岡県、 市町村等	c)来訪者 管理戦略	241	
	④巡礼路を活用した周遊 の推進	山梨県・静岡県、 市町村、民間団体 等	c)来訪者 管理戦略	242	
	エ)ごみ・廃棄物対策				
	①富士山域における清掃 活動	国、山梨県・静岡県、 市町村、民間団体・ ボランティア	c)来訪者 管理戦略	243	
	②山麓における廃棄物 不法投棄の防止	国、山梨県・ 静岡県、市町村、 民間団体・県民等	c)来訪者 管理戦略	244	
	オ)し尿対策				
	①環境配慮型トイレの 設置・管理	環境省、山梨県・ 静岡県、市町、 民間団体	c)来訪者 管理戦略	245	
	カ)便益施設の整備				
	①富士山登山道等の案内 標識の改善	環境省、山梨県・ 静岡県、市町村	c)来訪者 管理戦略	246	
	②御中道の標識整備・ 展望地の情報発信	環境省	c)来訪者 管理戦略	246	

保存管理及び保全 に当たっての観点	事業名	事業主体	37.COM 8B.29 勧告対応	詳細説明 ページ
(1) 資産及び周 辺環境に対す る影響の予防・ 軽減・防止 (続き)	キ) 国立公園の公園計画点検及び管理運営計画改定			
	① 国立公園の公園計画点検 及び管理運営計画改定	環境省	c) 来訪者 管理戦略	247
	ク) 富士山保全協力金(利用者負担制度)の導入			
	① 富士山保全協力金の 実施	山梨県・静岡県	c) 来訪者 管理戦略	248
(2) 各構成資産・ 構成要素及び 展望景観の修 復・整備	各構成資産・構成要素及び展望景観の修復・整備			
	ア) 構成資産・構成要素の保存管理(全般)			
	① 建造物の火災・地震 対策	文化庁、山梨県・静 岡県、市町村、資産 所有者・資産管理者	g) 危機 管理戦略	249
	② 構成資産・構成要素の 巡視	山梨県・静岡県	-	250
	③ 保存管理についての 技術支援	山梨県・静岡県	-	250
	イ) 富士山城			
	① 吉田口登山道における 景観配慮	山梨県	d) 登山道 等の保全	251
	② 山小屋の整備等	山梨県、山小屋所 所有者	d) 登山道 等の保全	252
	③ 富士宮口五合目施設	国、静岡県、 富士宮市	h) 開発の 制御	252
	④ 須走口五合目施設	環境省、小山町、 関係団体	h) 開発の 制御	253
	⑤ 吉田口五合目の整備	山梨県、市村、 関係団体	h) 開発の 制御	253
	⑥ 北口本宮富士浅間神社 の保存修理	文化庁、山梨県、 富士吉田市、 資産所有者	-	254
	ウ) 富士山本宮浅間大社の整備	静岡県、富士宮市、 資産所有者	-	255

保存管理及び保全 に当たっての観点	事業名	事業主体	37.COM 8B.29 勧告対応	詳細説明 ページ	
(2) 各構成資産・ 構成要素及び 展望景観の修 復・整備(続き)	エ) 山宮浅間神社の整備	静岡県、富士宮市	-	256	
	オ) 村山浅間神社の整備	静岡県、富士宮市	-	257	
	カ) 富士五湖	環境省、山梨県、身延町・山中湖村・富士河口湖町、地域住民・事業者等	h)開発の 制御	258	
	キ) 忍野八海				
	①忍野八海及び周辺地域の環境整備	山梨県、忍野村、地域住民・事業者	h)開発の 制御	259	
	②水量及び水質の維持	忍野村	h)開発の 制御	259	
	ク) 白糸ノ滝	静岡県、富士宮市	h)開発の 制御	260	
	ケ) 三保松原				
	①海岸景観の改善	静岡県	h)開発の 制御	261	
	②松林の保全	静岡県、静岡市	h)開発の 制御	263	
	③周辺の道路の無電柱化	静岡市	h)開発の 制御	264	
	④来訪者・情報提供対策	静岡市	h)開発の 制御	265	
	コ) 展望景観の保存対策				
	①間伐等の森林整備による森林景観の維持・改善	林野庁、山梨県・静岡県、市町村、森林組合等	-	266	
(3) 資産の公開・ 活用	資産の公開・活用				
	ア) 富士山総合学術調査の実施	山梨県・静岡県、市町村	b)巡礼路の 特定	268	
	イ) 世界遺産センターによる普及	山梨県・静岡県	e)情報 提供戦略	269	
	ウ) 教育旅行の充実	山梨県、静岡県	e)情報 提供戦略	270	
	エ) 富士吉田市歴史民俗博物館の周辺整備	富士吉田市	e)情報 提供戦略	271	

保存管理及び保全 に当たっての観点	事業名	事業主体	37.COM 8B.29 勧告対応	詳細説明 ページ
(3) 資産の公開・ 活用(続き)	オ) 公開施設の活用			
	① 富士山周辺施設等と連携した情報発信の実施	静岡県	e) 情報提供戦略	271
	カ) 地域住民等との連携・普及活動			
	① 出前講座・説明会等の実施	山梨県・静岡県、市町村	e) 情報提供戦略	272
	② 県内大学の連携による単位互換授業の開催	公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム	e) 情報提供戦略	273
	③ 自然史資料を活用した展示、教育普及活動の館内及び館外での実施	静岡県	e) 情報提供戦略	273
	④ 富士の国(ふじのくに)づくりキッズ・スタディ・プログラムの普及促進	山梨県・静岡県、認定NPO 法人富士山世界遺産国民会議	e) 情報提供戦略	274
	⑤ 富士山教育による保全意識の高揚	山梨県・静岡県、市町村	e) 情報提供戦略	274
	キ) 国内外からの観光客への対応			
	① 国内外からの観光客への富士山環境保全意識の高揚	山梨県・静岡県、ボランティア	e) 情報提供戦略	275
	② ホームページによる情報提供	静岡県	e) 情報提供戦略	275
	ク) ガイドブック等の作成			
	① 多言語パンフレットの作成・発行	富士山世界文化遺産協議会、山梨県富士山世界文化遺産保存活用推進協議会	e) 情報提供戦略	276
	ケ) ガイドの養成	山梨県・静岡県、市町村	e) 情報提供戦略	277
	コ) モデルコースの周知・ツアー造成	山梨県・静岡県	e) 情報提供戦略	278

【参考】

表 21 推薦資産が所在する県・市町村に関する計画

計画名称	主体	策定年等
① 総合計画		
山梨県総合計画	山梨県	2019(令和元)年12月策定
静岡県総合計画	静岡県	2018(平成30)年3月策定
第6次富士吉田市総合計画	富士吉田市	2018(平成30)年3月策定
第二次身延町総合計画	身延町	2017(平成29)年3月策定
第6次忍野村総合計画	忍野村	2017(平成29)年3月策定
山中湖第4次長期総合計画	山中湖村	2010(平成22)年5月策定
鳴沢村第5次長期総合計画	鳴沢村	2017(平成29)年3月策定
第2次富士河口湖町総合計画	富士河口湖町	2018(平成30)年3月策定
第3次静岡市総合計画	静岡市	2015(平成27)年3月策定
第5次富士宮市総合計画	富士宮市	2016(平成28)年3月策定
第五次富士市総合計画	富士市	2011(平成23)年3月策定
第四次御殿場市総合計画	御殿場市	2015(平成27)年10月策定
第四次裾野市総合計画	裾野市	2011(平成23)年3月策定
第4次小山町総合計画	小山町	2011(平成23)年3月策定
② 環境関係		
富士山総合環境保全対策基本指針	山梨県	1998(平成10)年3月策定
富士山総合環境保全指針	静岡県	2012(平成24)年3月改定
第2次山梨県環境基本計画	山梨県	2019(令和元)年11月改定
第三次静岡県環境基本計画	静岡県	2020(令和2)年3月改定
③ 森林関係		
やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン	山梨県	2020(令和2)年3月策定
第3次県有林管理計画	山梨県	2016(平成28)年4月策定
地域森林計画(山梨東部森林計画区)	山梨県	2018(平成30)年12月改定
地域森林計画(富士川中流森林計画区)	山梨県	2019(令和元)年12月改定
地域森林計画(富士地域森林計画区)	静岡県	2019(令和元)年12月改定
地域森林計画(静岡地域森林計画区)	静岡県	2020(令和2)年1月策定
静岡県森林共生基本計画	静岡県	2018(平成30)年3月改定
④ 都市計画関係		
山梨県都市計画マスタープラン	山梨県	2010(平成22)年3月策定
富士北麓都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(富士吉田市、西桂町、山中湖村及び富士河口湖町の一部、忍野村の全域)	山梨県	2011(平成23)年3月策定
岳南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(富士市、富士宮市)	静岡県	2016(平成28)年3月策定

表 21 推薦資産が所在する県・市町村に関する計画

計画名称	主体	策定年等
静岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(静岡市)	静岡市	2016(平成 28)年5月改定
御殿場小山広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(御殿場市、小山町)	静岡県	2016(平成 28)年3月策定
裾野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(裾野市)	静岡県	2017(平成 29)年3月策定
富士吉田市都市計画マスタープラン	富士吉田市	2002(平成 14)年3月策定
山中湖村都市計画マスタープラン	山中湖村	2004(平成 16)年3月策定
富士河口湖町都市計画マスタープラン	富士河口湖町	2010(平成 22)年 12 月策定
静岡市都市計画マスタープラン	静岡市	2016(平成 28)年3月改定
富士宮市都市計画マスタープラン	富士宮市	2020(令和2)年3月改定
富士市都市計画マスタープラン	富士市	2014(平成 26)年2月策定
御殿場市都市計画マスタープラン	御殿場市	2011(平成 23)年3月策定
裾野市都市計画マスタープラン	裾野市	2016(平成 28)年3月策定
小山町都市計画マスタープラン	小山町	2015(平成 27)年3月策定
⑤ 防災関係		
山梨県地域防災計画	山梨県防災会議	2019(令和元)年6月改定
静岡県地域防災計画	静岡県防災会議	2019(令和元)年7月改定
富士吉田市地域防災計画	富士吉田市防災会議	2020(令和2)年2月改定
身延町地域防災計画	身延町防災会議	2019(平成 31)年3月改定
忍野村地域防災計画	忍野村防災会議	2019(平成 31)年4月改定
山中湖村地域防災計画	山中湖村防災会議	2015(平成 27)年3月改定
鳴沢村地域防災計画	鳴沢村防災会議	2017(平成 29)年3月改定
富士河口湖町地域防災計画	富士河口湖町防災会議	2017(平成 29)年5月改定
静岡市地域防災計画	静岡市防災会議	2019(平成 31)年 1 月改定
富士宮市地域防災計画	富士宮市防災会議	2019(平成 31)年3月改定
富士市地域防災計画	富士市防災会議	2020(令和2)年2月改定
御殿場市地域防災計画	御殿場市防災会議	2019(平成 31)年2月改定
裾野市地域防災計画	裾野市防災会議	2019(平成 31)年4月改定
小山町地域防災計画	小山町防災会議	2020(令和2)年3月改定

## 第 10 章 資産への影響及び施策の評価～経過観察の実施～

富士山の顕著な普遍的価値を表す資産の範囲を確実に保護していくためには、第4章の「基本方針」の6において示したとおり、経過観察を実施し、負の影響が確認又は予見された場合には、速やかに原因を除去し又は影響を軽減させるための対策を立案・実施していくことが必要である。

また、対策を実施した後も経過観察を実施することにより、対策の評価・見直しを図りながら、富士山の顕著な普遍的価値を後世へと確実に継承していく必要がある。

本章においては、上記の基本方針を踏まえ、第3章において整理した資産及び周辺環境の現状・課題に基づき、資産の経過観察を適切に行う上での方向性を明示するとともに、経過観察の指標、具体的方法、周期、実施する主体等について示すこととする。

### 1. 方向性

#### (1) 影響要因・観察指標・周期、観察記録主体の特定

経過観察を適正に行うために、①資産及び周辺環境の保護、②各構成資産及び構成要素の保護、③顕著な普遍的価値の伝達の3つの観点から、資産に対する負の影響を及ぼす要因及びそれに基づく観察指標を特定し、観察・測定の指標・周期、観察記録の主体を定める。

#### (2) 負の影響を予防・除去するための対策の立案・実施

観察の結果、資産及び周辺環境に対する負の影響が認められ又は予見される場合には、速やかに関係機関と協議し、負の影響を未然に防止し、原因を除去又は負の影響を軽減させるための対策について立案・実施する。

### 2. 方法

#### (1) 「資産及び周辺環境の保護」に関する観察指標

資産及び周辺環境に対する負の影響の種別ごとの観察指標、指標の測定内容・手法の概要、周期、観察記録の主体については、表 22 に示すとおりである。

表 22 「資産及び周辺環境の保護」に関する観察指標一覧表

資産及び周辺環境に対する負の影響		観察指標	指標の測定内容・手法	周期	観察記録主体
開発・都市基盤施設の整備による影響	1. 都市基盤施設の整備による影響	a) 電線の地中化延長	電線の地中化の延長状況について把握する。	毎年	山梨県 静岡県
自然環境の変化	2. 酸性雨	b) 大気汚染に係る環境基準達成率（二酸化硫黄、二酸化窒素）	大気の常時監視を行い、大気の大気二酸化硫黄、二酸化窒素含有量を測定する。	毎年	山梨県 静岡県



表 22 「資産及び周辺環境の保護」に関する観察指標一覧表

資産及び周辺環境に対する負の影響		観察指標	指標の測定内容・手法	周期	観察記録主体
	3. 気候温暖化	c) 植生調査	1m×10mの永久方形枠に1m×1mのサブコードラート10個を設け、出現種、植被率等を記録する。	およそ5年	環境省
		d) 森林限界の変動	森林限界線に地点を定め、その位置の時間的変化を観測する。また、航空写真を用いて時間的変化を観測する。	およそ5年	試験研究機関
		e) 気温の経年変化	大気の常時監視を行い、気温の変化を観測する。	毎年	気象庁
	4. 野生動物及び病虫による影響	f) 森林の病虫獣害による被害面積	森林における病虫獣害による被害面積の把握を行う。	毎年	林野庁 山梨県 静岡県
自然災害	5. 噴火	g) 火山活動の観測	地震計、傾斜計、GNSS等による火山活動の観測を行う。	随時	気象庁 山梨県 静岡県 試験研究機関
	6. 土砂災害	h) 土砂災害・崩壊地形の調査	航空測量等により大沢崩れ周辺ほかの地形測量を行い、土砂災害・崩壊地形の調査を行う。	随時	国土交通省
	7. 地震	i) 前兆現象の観測	地震計、体積歪計、傾斜計等による前兆現象の観測を行う。	随時	気象庁 山梨県 静岡県 試験研究機関
	8. 自然災害による建造物等や景観への影響	j) 文化財き損届件数	文化財のき損届の件数による被害の把握を行う。	毎年	山梨県 静岡県 市町村
		k) 森林の風水害被害面積	風水害による森林の被害面積の把握を行う。	毎年	林野庁 山梨県 静岡県

表 22 「資産及び周辺環境の保護」に関する観察指標一覧表

資産及び周辺環境に対する負の影響		観察指標	指標の測定内容・手法	周期	観察記録主体
	9. 火災による景観への影響	l) 森林の火災被害面積	森林における火災による被害面積の把握を行う。	毎年	林野庁 山梨県 静岡県
来訪者及び観光による影響	10. 来訪者増加による建造物等や景観への影響	m) 主要地点への来訪者数	主要地点への来訪者数を把握する。	毎年	山梨県 静岡県 市町
		n) 五合目への来訪者数	各登山道の五合目への来訪者数を把握する。	毎年	山梨県 市町
		o) 登山者数(八合目以上)	各登山道の八合目以上の来訪者数を把握する。	毎年	環境省
		p) 自動車数	富士スバルライン、富士山スカイライン、ふじあざみラインにおける自動車数を把握する。	毎年	山梨県 静岡県

(2)「各構成資産及び構成要素の保護」に関する観察指標

各構成資産及び構成要素に対する負の影響の種別ごとの観察指標、指標の測定内容・手法の概要、周期、観察記録の主体については、表 23 に示すとおりである。

表 23 「各構成資産及び構成要素の保護」に関する観察指標一覧表

資産及び周辺環境に対する負の影響		観察指標	指標の測定内容・手法	周期	観察記録主体
各構成資産	1. 建造物における火災	a) 防災設備の点検状況	防災設備の点検を行う。	毎年	所有者 管理団体
	2. 建造物をはじめとする構成資産及び構成要素の劣化	b) 建造物をはじめとする構成資産及び構成要素の保全状況	建造物をはじめとする構成資産及び構成要素の巡視を行う。	毎年	山梨県 静岡県

表 23 「各構成資産及び構成要素の保護」に関する観察指標一覧表

資産及び周辺環境に対する負の影響	観察指標	指標の測定内容・手法	周期	観察記録主体	
	3. 湖沼・湧水の水質	c) 水質	湖沼(富士五湖)・湧水(忍野八海)の水質(pH、COD、有害物質等)測定を行う。	毎年	山梨県 町村
展望景観	4. 景観変化	d) 定点観測地点からの展望景観の変化	図 106 に示す定点観測地点において、視界に入り込む阻害要因について把握する。	毎年	山梨県 静岡県 市町村

(3)「顕著な普遍的価値の伝達」に関する観察指標

顕著な普遍的価値の伝達に関する観察指標及び指標の測定内容・手法の概要、周期、観察記録組織については、表 24 に示すとおりである。

表 24 「顕著な普遍的価値の伝達」に関する観察指標一覧表

観察指標	指標の測定内容・手法	周期	観察記録組織
a) 富士山に関する研修会等実施状況	富士山に関する様々な研修会・セミナーへの参加者数等を把握する。	毎年	山梨県 静岡県 市町村
b) 環境保全活動の実施状況	富士山に関する環境保全活動への参加者数等を把握する。	毎年	山梨県 静岡県 市町村
c) 富士山信仰に関わる宗教行事の実施状況	富士山信仰に関わる主な宗教行事の実施回数、参加人数等を把握する。	毎年	山梨県 静岡県 市町村
d) パンフレット・ホームページによる情報提供数	パンフレット類及びホームページによる世界遺産富士山の顕著な普遍的価値及び保全に関する情報提供の状況について把握する。	毎年	山梨県 静岡県 市町村
e) 顕著な普遍的価値に関する理解の状況	富士山の顕著な普遍的価値に関する来訪者の認知・理解度を測定する。	毎年	山梨県 静岡県 市町村



